

活動報告

【会合】

第25回法整備支援連絡会

国際協力部教官

山下 拓郎

第1 はじめに

法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、平成12年（2000年）以降、法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として、法整備支援連絡会を毎年開催してきた。

第25回法整備支援連絡会が令和6年12月6日（金）に開催され、昨年に引き続き、会場とオンライン配信のハイブリット開催で実施された。以下、その概要を報告する。詳細については、後掲のプログラム及び発言録を参照されたい。

第2 第25回法整備支援連絡会のテーマについて

第25回法整備支援連絡会では、「法整備支援30年の蓄積と今後の展開～メコンから世界へ～」をテーマとして掲げた。

我が国は、1994年にベトナムに対する法制度整備支援を開始してから、カンボジア・ラオスなどのメコン川流域の国々、さらに、南アジア・中央アジアの国々など、30年にわたって法制度整備支援活動を行ってきた。

その間、国際情勢は激変し、我が国の支援対象国であったミャンマーにおいて軍事クーデターが発生し、ヨーロッパにおいてもロシアがウクライナに侵攻するなど、法の支配に対する危機意識が高まっている。

我が国の法制度整備支援は、法令の起草・改正支援、法令の運用・執行に関する支援、人材育成支援を中心に実施されてきたところ、これらの活動は、法の支配の実現、公正な司法と国民の権利保障実現のためには不可欠なものであるといえる。

また、我が国の法制度整備支援開始から30年の節目の年である2024年に、ウクライナから法整備支援の要請を受けた。これを1つの契機として、ウクライナ司法副大臣を招き、これまでの法整備支援の蓄積をふりかえるとともに、ウクライナへの法制度整備支援のあり方について議論がなされた。

第3 内容について

1 午前の部

ウクライナから日本までお越しいただいたリュミドラ・スハク司法副大臣の基調講演及びボクダン・ネディルコ司法省欧州統合局専門家によるプレゼンテーションが実施された。

スハク司法副大臣からは、ロシアの侵攻により司法機関をはじめ様々な機関が破壊されたこと、日本がいち早くウクライナに対して政治的・人道的・経済的支援を積極的に行ったことに感謝していること、ウクライナは、EU加盟に向けて法制度の見直しや改善の必要があり、現在、「法の支配」と「民主制度の機能」の分野におけるロードマップの策定を進めていること、ウクライナにおける取組課題である司法制度の最適化及び司法の効率化・子供に対する司法的な援助・汚職対策などの分野について日本の法務省と協力して改善を図りたいことなどが述べられた。

また、ボクダン専門家からは、今後、支援を希望したい分野について、未成年者のための修復的司法や汚職対策などが挙げられた。



【スハク副大臣による基調講演】



【ボクダン氏によるプレゼンテーション】

2 午後の部

はじめに、日本の法整備支援の先駆者であり、令和6年5月に亡くなられた森嶋昭夫名誉教授の追悼として、森嶋先生の数々のご功績をまとめた映像を放映された。

その後、JICA、日本貿易振興機構（JETRO）アジア研究所、名古屋大学法政国際協力研究センター（CALE）、日本弁護士連合会国際交流委員会など、関係機関からの活動報告がなされた。

これに引き続いて、2つのパネルディスカッションが実施された。

まずは、JICAガバナンス・平和構築部岩間望次長、日本弁護士連合会国際交流委員会外山太士副委員長、法務省大臣官房国際課松本剛長をパネリストとして、「法整備支援の今後の展望」について、議論が行われた。

続いて、CALE村上正子センター長、JETROアジア研究所山田美和上席主任調査員、国際民商事法センター（ICCLC）酒井邦彦理事をパネリストとして、「新たな支援ニーズと関係機関との連携」について、議論が行われた。

最後に行われた総括質疑・応答では、スハク司法副大臣に対して、「国際協力部に法制度整備支援を要請することになったきっかけは何か」との質問がなされた。これに対して、スハク司法副大臣は、「2023年に実施されたウクライナ汚職タスクフォースの際にいただいた国際協力部のパンフレットを見たときに、そこに記載されていた日本の三ヶ月章元法務大臣の『アジア諸国に先立って、全く独学でフランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。』という言葉に感銘を受け、まさに我々が望んでいることであると感じたからです。」と非常にありがたいご回答をいただいた。

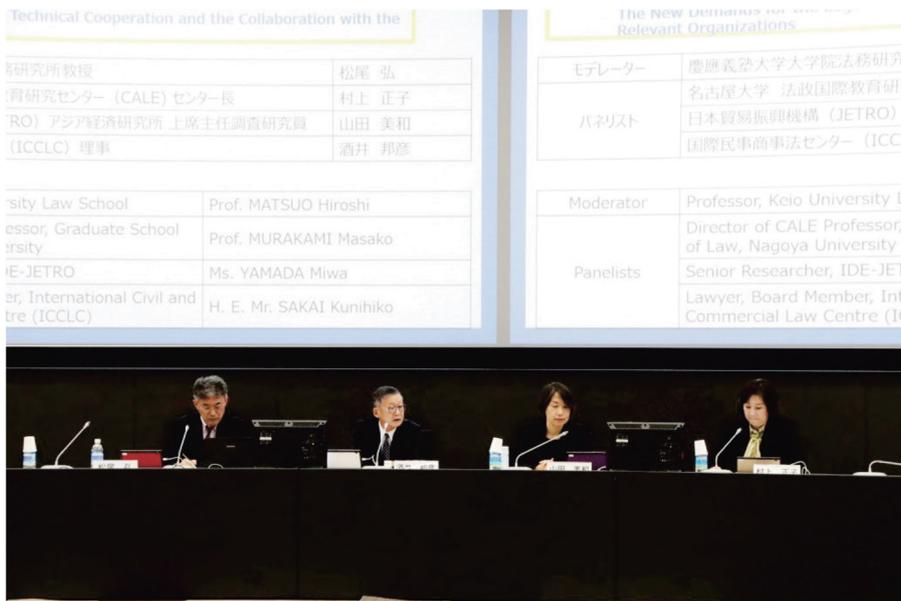


【森嶋先生追悼ビデオ】



【パネルディスカッション①】

(左から、国際協力部野瀬副部長、日本弁護士連合会国際交流委員会外山副委員長、JICAガバナンス・平和構築部岩間次長、法務省大臣官房国際課松本課長)



【パネルディスカッション②】

(左から、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾教授、ICCLC酒井理事、CALE村上センター長、JETROアジア研究所山田上席主任調査員)

第4 おわりに

パネルディスカッションでも触れられていたとおり、これまで行ってきた法制度整備支援の活動を踏まえて、支援国・被支援国の関係は、いつか終了し、次の段階に展開さ

せていくことが必要であると思われ、支援対象国の中には、本格的にこれを検討しなければならない時期に差し掛かっている国も存在する。

他方で、メコン川流域の地域から始まった我が国の法制度整備支援活動は、これまで東南アジア諸国、南アジア諸国、中央アジア諸国と徐々に広がっていき、ウクライナへの法整備支援をはじめ、島嶼国やアフリカなど、今後更なる展開をしていくことが考えられる。今回の法整備支援連絡会は、まさに法制度整備支援による法の支配の実現に向けた活動が「メコンから世界へ」展開していく一つのきっかけになったのではないかと思われる。

このように我が国の法制度整備支援活動は、転換期を迎える時期に差し掛かっているとうかがわれ、我々法整備支援活動に携わる人員にとって、関係機関の現状を共有し、今後の法制度整備支援活動を行っていく上で検討するべき点を明らかにする非常に有意義な機会になったものと考えられる。

ウクライナからはるばるお越しいただいたスハク司法副大臣をはじめウクライナの代表団の方々、活動報告者、パネルディスカッションにご登壇いただいた皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げたい。

「第25回法整備支援連絡会」¹

【ICD 村上教官】

皆様おはようございます。大変お待たせいたしました。ただいまから第25回法整備支援連絡会を開会いたします。私は本日司会を務めます法務総合研究所国際協力部教官の村上愛子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、来場の皆様に事前にご案内ですが、本日はメディアの取材がこの会場に入っておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは開始いたします。法整備支援連絡会は、法整備支援に関わる機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場としてICD創設前の2000年1月から始まり、今回で25回目を迎えることになりました。

本日は国内外から多くの皆様にご参加いただきまして心より御礼申し上げます。それでは法整備支援連絡会の開催に当たりまして、法務総合研究所長瀬戸毅よりご挨拶申し上げます。瀬戸所長よろしく願いいたします。

【法務総合研究所 瀬戸所長】

法務総合研究所長の瀬戸と申します。主催者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、関係機関の皆様から多大なご支援を得て、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、このように今年度も法整備支援連絡会を開催することができましたことを大変嬉しく思います。また、ご多忙の中、この昭島の会場までご足労いただきました皆様、そしてオンラインで参加いただいている皆様に心から歓迎と御礼を申し上げます。

法整備支援連絡会は、法整備支援に関わる関係機関、関係者が一堂に会し、それぞれの活動や抱えている課題について情報共有、意見交換を行うとともに、テーマに応じた協議を行う場として2000年1月から毎年開催してまいりました。本日、また関係者の皆様とこうして一堂に会し、法整備支援に関する情報交換や意見交換ができることを大変嬉しく思っております。

さて、今回で25回目を迎える法整備支援連絡会は、「法整備支援30年間の蓄積と展開～メコンから世界へ～」というテーマの下、ウクライナ司法省リウドミラ・スハク副大臣による基調講演のほか、関係各機関の皆様から活動についてご報告や総括をいただき、意見交換を行うことを予定しております。また、会の中盤では、本年5月にご逝去されました森島昭夫名誉教授に対し、敬意と感謝の意を表し、追悼の時間を設けたいと思っております。

¹ この議事録は、その記載等に一部不正確な箇所もみられるが、これは当該議事録が当日の発言を文字におこしたことに起因するものである。

本年は、当省が最初の支援国であるベトナムに対して法整備支援を開始してから30年目の節目に当たります。我が国の支援は、ベトナム、カンボジア、ラオス及びインドネシア等の東南アジアの国々のみならず、ネパール、スリランカ、バングラデシュといった南アジア、ウズベキスタン等の中央アジアにも範囲を広げ、現在は太平洋島しょ国などの新しい地域に対する支援も行われつつあります。このように、我が国の法整備支援は、この30年間で支援の範囲を広げ、さらに、支援の内容も、基本法令の起草支援や人材育成支援から広くビジネス環境整備に関する支援に至るまで、幅広い分野に及んでおります。

我が国の法整備支援は、アジアを中心とした世界において、一定の地位を確立してまいりましたが、本年、ウクライナ司法省から法務総合研究所国際協力部に対し、法務・司法分野における協力要請が行われました。2022年2月に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更を許さないという国際秩序の根幹を揺るがす事態であり、国際社会に大きな衝撃を与えました。このような事態は、法の支配、基本的人権の尊重といった普遍的価値を蹂躪するものであり、到底容認することはできません。

昨年、我が国とウクライナは、ウクライナにおける司法改革、法執行、汚職との戦いにおけるG7が果たす役割について言及した日ウクライナ共同声明を発表した上、G7もウクライナ支援に関する共同声明を発表しました。また、本年8月には、当時の小泉龍司法務大臣がウクライナを訪問し、当省とウクライナ司法省との間で協力覚書を取り交わしました。現在、法務総合研究所国際協力部が関係機関と協議を行いながら、ウクライナに対する具体的な協力について検討を進めているところであります。

このような中、今年度の法整備支援連絡会では、ウクライナ司法省からリウドミラ・スハク副大臣をお招きし、基調講演を行っていただきます。この場にスハク副大臣をお迎えすることができたことは大変光栄であり、この機会に、今後の協力関係の礎となることを願っております。我が国はウクライナとともにあるということを、この場でも申し上げたいと思います。

また、今回は先ほど申し上げたテーマの下、現在の法整備支援に関する取り組み状況を共有するため、国内の関係機関の皆様から前回の法整備支援連絡会が行われた昨年12月以降の主な活動に関するご報告をいただくとともに、法整備支援に長年にわたり携わってこられた関係者の皆様にパネリストとしてご登壇いただき、「法整備支援の今後の展望」、「新たに支援ニーズと関係機関との連携」についてディスカッションを行っていただくこととしております。今回、各関係機関の報告やパネリストとしてご登壇いただく方々におかれましては、お忙しい中、ご準備をいただき、誠にありがとうございました。

この法整備支援連絡会を通じ、法整備支援30年の蓄積と今後の展開について皆様と活発な意見交換ができ、当省及び皆様の今後の法整備支援活動に役立てていただくことができましたら、この上ない喜びであります。

最後になりますが、本日までご参加いただいております皆様の益々のご活躍とご発展を祈念いたしまして私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【ICD 村上教官】

瀬戸所長、どうもありがとうございました。続きまして、国際協力機構（JICA）理事の安藤直樹様よりご挨拶をいただきます。安藤様よろしくお願いたします。

【JICA 安藤理事】

ただいまご紹介にあずかりましたJICA理事の安藤でございます。本日の連絡会の開催に向け、まずはご準備をいただきました法務省、法務総合研究所の皆様、それから日頃よりご協力をいただいておりますご列席の皆様にご心より御礼を申し上げます。また、ウクライナ司法省、リウドミラ・スハク副大臣他代表の皆様に対して心より歓迎の表したいと思っております。

コロナ禍以降、国際社会は複合的な危機に直面をしているというふうに言われております。ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ、中東、アフリカ、世界の各地で、紛争によって多くの死傷者、そして、家を追われている避難民の皆様が発生しています。それから、気候変動の影響による自然災害も頻発し、新たな感染症、さらには債務危機、国際犯罪など地球規模でのリスクというものが高まっております。また、2024年は多くの国で選挙が行われました。その過程で民主主義の揺らぎが多く見られまして選挙や民政移管の延期、法の支配が脅かされ、結果として、開発途上国の経済社会で深刻な混乱が生まれているという状況にあると認識しております。これらの危機を乗り越えるためには、国際社会が分断するのではなく、国際協調、国際協力をしていくこと、これこそが非常に重要であるというふうに考えております。

今年9月の国連総会では、国連事務総長を初め、日本を含む各国が法の支配の重要性を訴え、そして日本とパートナー国との間で、法の支配に基づく国際秩序の回復に向け緊密に連携をしていくことが合意をされています。10月にはラオスで開催されましたASEANサミットでは、昨年、法務省が主催された司法外交閣僚フォーラムの一環として開催された日ASEAN特別法務大臣会合の結果を踏まえた日ASEAN法務・司法ワークプランの実施の取り組みが歓迎されています。今後、法の支配や基本的人権の尊重など共有された普遍的な価値に基づき、ポスト2023の時代にふさわしい、より強固なパートナーシップの実現に向けた法整備制度支援を含め、法務・司法分野の国際協力がますます推進されることを記載されているというふうに承知しております。

また、ウクライナとの関係におきましては、2023年の7月に東京で開催されたG7法務大臣会合で東京宣言が採択され、ウクライナ汚職対策タスクフォースが日本のリードのもとで、設立され、今年11月初旬に第3回会合が東京で開催されました。今年の8月にはウクライナ司法省と日本の法務省の間で汚職対策や司法制度改革分野での協力が合意されたというふうに承知しております。このように、法・司法協力分野での国際協力というものがますます重要になり、日本への期待がますます高まっているというふうに考えております。

皆様ご存知の通りJICAは人間の安全保障の実現を組織のミッションとして取り組ん

であります。2023年6月に改訂されました開発協力大綱におきましても、人間の安全保障を指導的理念というふうに位置づけ、そして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化が重点政策というふうに掲げられております。

JICAは人間1人1人が尊重される社会の実現のために、法の支配の実現をガバナンス支援の重点課題に掲げ、その取り組みの柱に法制度整備支援を位置付けています。そして、今日の国際情勢の変化を踏まえますと、従来の日本の強みである法令の整備、運用改善、法・司法分野の人材育成に継続的な取り組みというものに加えまして、SDG16.3の司法アクセスの改善、ビジネスと人権、国際法、汚職対策といった新たなニーズ、そして地域的にもアジアに加えて、ウクライナ、アフリカなどの取り組みが求められているというふうに認識をしております。加えて、法司法分野の留学生事業の充実というものも、各国の法の支配の強化、そして、人的なネットワークを築いていくというでも極めて重要だというふうに考えております。こうした取り組みの展開には法務省、UNAF EI、最高裁判所、日本弁護士連合会、国際民商事法センター、JETROアジア研究所、各大学の皆様の深いご協力を賜ることが不可欠でございます。引き続き、皆様からのご協力をいただけることを、よろしくお願い申し上げます。

今日の法制度整備支援の取り組みは、今年ご逝去されました森寫先生の情熱、ご功績、その他の多くの諸先輩方のご努力とご貢献あってこそ成り立っているものだというふうに確信をしております。ここに改めて感謝を申し上げます。これまでの成果の礎のもとに今後も法・司法分野の協力を全力をかけてJICAとして取り組んで参る所存でございます。本日は、ウクライナ司法副大臣からのご講演に加え、30年に及ぶ法整備支援の振り返りと今後の展望に対して、皆様と広く意見交換をする場になるというふうに期待をしております。

現在、国際情勢の中で必要不可欠な法の支配の定着と強化に向けて、法制度整備支援の発展、進化に繋がる議論と交流の機会になることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

安藤様どうもありがとうございました。それでは、午前の部を始めます。初めにウクライナ司法省副大臣、リウドミラ・スハク様からご講演をいただきます。リウドミラ・スハク副大臣、どうぞよろしくお願いたします。

【ウクライナ司法省 リウドミラ・スハク副大臣】

皆様、おはようございます。日本の同僚の皆様方、参加者の皆様方、そして、日本の法務省の代表者の皆様方、本日はこの大変重要なトピックについて、日本の法務省とウクライナの司法省との協力関係の実質的な開始を記念してお話させていただくことを光栄だと思っております。

まず、皆様、日本からはウクライナに対する支援と連帯を表明してくださり、ありがと

うございます。ロシアからの侵略があったわけですが、武力侵攻の結果、壊滅的な人的な被害が発生し、特に民間施設などのインフラが破壊されました。こういった破壊の一番の例がヨーロッパ最大の小児病院であるオフマデイト病院です。多くの地域、特に、東部と南部の司法機関が一部あるいは完全に破壊されています。その結果、141の裁判所などがロシアによって破壊されました。そうなりますと、多くの判事あるいは裁判所のスタッフなどは軍に参加し、現在は戦闘に参加しています。また、刑務所や拘置所の相当数が一時占領地域や戦闘地域の付近に位置しています。そして、更生施設なども破壊されています。その結果、我々は囚人をより安全な地域へ移送せざるを得なくなっております。これもやはり刑務所のシステムに過重な負担がかかっています。

また、ロシアの戦争犯罪、人道に対する犯罪、これは日々飛躍的に増加しています。今、重大な時期であり、攻撃、侵略に直面している中、我々は日本から政治的な支援だけでなく、人道的、経済的な支援も受けています。日本の経済的支援は100億ドルを超えています。我々にとってこの支援はとても重要です。ロシアはあらゆる手段を使って、ウクライナを破壊させようとしています。特に、冬の今の時期は攻撃が激化しています。日本は、ウクライナの平和と安定のコミットメントを何度も再確認し、最も積極的な協力をしてくださる国の一つです。ウクライナの国民は決して日本の皆様方のサポート、そして、思いやりや連帯を忘れません。

それでは、ここで手短かに我々の司法省の現在の優先課題についてお話したいと思えます。我々は今どういった状況で仕事をしているのか、また、我々の優先課題についてご理解いただけると思えます。

現在、司法省の仕事のほとんどは欧州統合プロセスに集中しています。悲劇的な出来事があったにもかかわらず、我々ウクライナは欧州連合に参加する機会を与えられているわけです。ただ、新しく加盟するにあたって法制度などをEUの基準に沿うようにする必要があります。これは膨大な作業が必要です。一般的に、EU加盟交渉においては6つの分野、34の章にわかれています。こういった協力関係は3つの章になります。まず、第23章、これは司法と基本的な権利であります。例えば、司法と反汚職、基本的な権利であります。第24章は、司法・自由、法の執行機関などで、法の機関の協力、人の引き渡しなども含まれております。また、この議会の第24章ですけれども、法執行機関や治安機関のシステム全体、民主制度の機能などの政治的な性格を有しております。そして、ウクライナ司法省は総合的な法の分析を行いました。EU acquisの包括的な比較分析を行っており、完全に整合させるための具体的な提案、いわゆるスクリーニングプロセスを作成しました。

こういった交渉枠組みは去年から始まっていますが、我々は3つのロードマップ、ベンチマークを作る必要があります。ロードマップは、法の支配、民主制度の機能の分野に関するものです。また、公的機関の改正に関するもので、地政学的な文書であり、EUの完全なメンバーになるためのロードマップでもあります。こういった活動に基づいて、いろいろな機関の役割などを定めています。まず、文書の第1のドラフトですけれど

も、2027年までに実施しなくてはなりません。また、法の支配に関するロードマップは4つの分野、司法、汚職との闘い、基本的権利、正義、自由と安全保障に関するものに分けられています。そして、司法及び検察の改革、司法統治及び自治会の組織の基盤の確保、ウクライナ憲法裁判所の独立性と実効性、司法及び検察の内部圧力、汚職政策の策定、汚職防止機関の独立性能力や説明機関の強化などです。また、人権保護の強化なども入っております。ヨーロッパの批准に沿ったものにはなりません。この民主主義の機能に関するロードマップに関しては、ウクライナにおける民主的プロセスの組織の発展における戦略的、政治的な優先事項の概要を示すものであり、自由で公正な選挙の確保、選挙情報と選挙運動の規制の改善、政党と選挙運動における資金調達の高透明性の確保、ウクライナ議会が外部からの影響を受けずに効果的に機能すること、市民、社会、組織が当局の影響を受けない枠組みの確立です。

ウクライナ司法省は、現在、2カ国間の協力を強化したいと思っています。特に、日本との協力を強化したいと思います。安定的な司法制度、汚職をほとんど許さない日本との協力関係を強化したいと思っています。

そして、この汚職対策という意味では、タスクフォースにも参加をして取り組みを行っています。特に、法務省、法務総合研究所国際部による支援に大変関心を持ちまして、ウクライナ汚職対策タスクフォース第1回会合のために東京を訪問させていただきました。特に汚職をどのように特定するのかということを考えました。また、それをどうやって低減化するかということに関心を持ちました。我々として必要なのは信頼できるパートナーであります。つまり、経験や知識、そして、革新的なアプローチを私どもと共有していただけるパートナーが必要なのです。私達は、有効な司法を、特に独立性、透明性、包摂性という意味で確立したいと思っています。ウクライナは今、大きな課題に直面しており、必要なモデルというのは大変有効な司法制度の革新、革命ができるものだと考えてます。

もう1つの専門的な協力分野として特に重要だと思えますのは無料の法律支援の分野であります。特に、その国の弁護士による法律支援の提供のための品質基準を策定するための支援です。このように、私たちはさらなる協力のための多くの分野を提案しており、研修、相互の会合、セミナーのさらなる開催が私たちのさらなる協力に大きく貢献するものと信じています。まさに、日本の司法省様とウクライナ司法省の協力というのは、それぞれ個別に協力をするだけでなく国際協力のいろいろなパズルを繋げるものだと思います。そして、我々は国を全体として繋げるものとしてとても重要だと思っています。同僚の皆様方、繰り返しになりますけれども、ウクライナのためにこういった形で我々に取り組ませていただけるということは大変光栄でございます。これからもぜひ生産的な協力を私どもの国と実施していただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

どうもありがとうございました。続いて、ウクライナ司法省欧州統合局専門家ボクダン・ネディルコ様よりプレゼンテーションを行っていただきます。このプレゼンテーショ

ンでは、今後の協力分野についてご提案をいただけるものと伺っております。それでは、ボクダン様、どうぞよろしく願いいたします。

【ウクライナ司法省 ボクダン・ネディルコ氏】

法務省の代表の皆さま、ご参列の皆様、おはようございます。まず、基調講演でもお話がありました、ロシアの攻撃によって破壊されている建物の写真をお見せいたします。ロシアがウクライナに対して攻撃を行っているということの証拠になります。

さて、ここから私どものウクライナ司法を支援するための経験及び関与に関する提案をいたしたいと思っております。まず1つ目が国際司法協力になります。通常、他国と司法に関する相互援助をする場合には2国間の条約という形になります。今、ウクライナと日本の間の刑事及び犯罪人引き渡しに関する相互援助の条約の作成をしております。以下のテーマに対して2つの条約、つまり、刑事及び犯罪人引き渡しに対する相互援助の条約の作成と締結を提案いたします。この条約のドラフト作りにおいて、日本の法務省の国際協力部の皆様ともお話をしております。さらに、この両方の分野において話し合いを続けていきます。そして、ここに書いてあるテーマに関しまして、研修やワークショップの開催もいたしたいと思っております。まず、国際刑事司法、犯罪資産の回収のための法的メカニズムと国際的な法的協力の枠組みにおける適用の実践、刑事事件における国際司法協力、日本でどのように行われているかに対して関心があります。また、国際的な子奪取の民事上の側面に関する条約の実施、児童の変化に関するケースの検討の確保、児童の権利の執行、児童の返還に関する決定についてです。

次にお話をしたい協力関係を確立したい分野というのが強制送還された子供のデータ登録です。こちらはウクライナに対するロシア連邦の武力侵攻に関連して、国外追放、強制退去させられた子供に対するデータの登録です。2022年2月以降、一時的に占領されているウクライナ領土にいた全ての子供たちの身元を確認し、現在の居場所を確認することが重要です。現在、一時的に占領されている領土があります。私達の提案といたしましては、最後に書いてありますけれども、強制送還の推定になりますが、2022年2月24日以降に一時的に占領されたウクライナの領土に居住していた全ての子供について、否定的事実が立証されるまで、説得力のある証拠に基づいて国は強制送還されたとみなすということです。こうすれば男女を問わず、全ての子供がロシアによって強制送還された可能性が高いという基準になります。このデータを登録することにより、強制送還された子供たちの現在の場所が登録されることとなります。

強制送還された子供のデータ登録というスキームがここに書いてあります。まず、外国からのデータを得るということが非常に重要になります。ですので、このプロセスに参加していただけないという意思を公表していただくことが重要になります。日本の皆様にもこの参加国になっていただきたいと考えております。

次は刑の執行になります。不適切な拘留条件や過度の拘束期間に対する予防的、代償的な救済措置を開発するという。不当な勾留条件や過剰な勾留期間に対する刑事裁判上

の救済措置が日本でどのように行われているかに関心があります。ウクライナの場合、こうした刑の執行をする場合には歴史的に非常に状態の悪い建物が使われることがあり、ヨーロッパの発展した国の状況とは違います。5人、6人の受刑者が非常に狭い場所に収監されることとなります。そして、ロシアの侵攻により、現在、一時的に占領されている領土の刑務所や拘留所は使用できず、現在使用できる刑務所や拘留所が非常に混みあっています。このような事態をヨーロッパの人権団体がウクライナに対して、適切な環境を提供するようという助言もしています。私達も状況調査しておりますけれども、受刑者が拘留されている時間が長く、刑期が言い渡されたときにはすでに拘留期間が刑期を超えているということもあります。そういう場合に、受刑者からの苦情が発生することもあります。不適切な状況についての救済についても考える必要があります。別の場所に移送する、もしくは刑期を短くするということも考えています。

私どもは、強制施設に対して再犯を防ぐという意味でも対応したいと思っています。また、新しい罪を犯すもしくは再犯をするということは要望しなければいけません。そして、どのような女性、男性、若年者を含めた薬物に依存している犯罪者のニーズに基づいて矯正プログラムを作る必要があります。これらは非常に複雑で、プログラムの重要性はどんどん増しており、いろいろな知識やスキルが必要になります。現在、刑務所の社会心理サービスの職員のコーチング能力開発も行っています。最も現代的な方法論を使い、ワークショップも開催しています。また、日本の皆様の経験も私どもは生かしていきたいと思っています。例えば、有罪となった受刑者に対してどのような方法でこれらの矯正施設が対応し今後の再犯リスクを下げられるかということについて、私達の法規制というよりも実際に何が行われるかということが極めて重要になります。私達の非常に重要な面としては専門的な偏見や感情的な燃え尽き症候群ということが矯正プログラムの専門家に起こることがあるため、スタッフの専門的レベルを向上してそうしたことも避けなければいけません。また、包括的な矯正プログラムのスタッフに対して、しっかりと心理的な燃え尽き症候群を防止するという事で専門家もスタッフも守っていく必要があります。もう一つ非常に大きな問題、社会的なヒエラルキーなどを過去のソ連から引き継いでしまったということがあります。これは、ヨーロッパの人権団体からも指摘されています。ですので、私達は皆様からの経験も聞きたいと思っています。刑務所での非人道的な行為が存在することもあり、どのように撲滅するかということについても皆様のご経験を伺いたいと思います。また、法的なレベルにおいても、矯正機関においても私達の方でしっかりと対応していきたいと思っています。

次は無料の法律支援についてです。まずは法的な基準を使って、弁護士によって何が無料で支援活動として行えるのかを明確にすることだと思っています。ぜひ皆様からどういったらこの無料の法律相談ができるようになるのかをサポートいただければと思います。私達はパイロット・プロジェクトに対する支援も受けたいと考えています。ボランティアの心理学者や少年専門家のサポートも必要だと思っています。また、このような心理学者に対するサポートも必要だと思っています。そして、こういう自由で、日常的なサポートというところ

も必要だと思えます。

次の無料の法律支援の分野としてとても有益だと思っているのは、裁判外紛争解決の分野における研修活動や未成年者を含む刑事事件に関与するための試験的メカニズムの中で、弁護士や心理学者に体系的な研修を提供することです。それから日本における修復的司法というのも大変良いと思えます。その中には、例えば心理学者や調停者の選定、法律秩序情報プラットフォームの週ごとの技術的改善、健康モバイルアプリケーションといったことであります。

また、デジタル化というところで申し上げますと、辺境地域におきまして市民の身分に関するデジタル化の支援をしたいと思っています。国境地域ではそういったインフラがとても危うくなっているわけでありまして。ですので、身分を保障するものは紙のフォームでしかなくて、電子化されていないというところが大きな課題になっています。そういう意味では、この資金を使ってアーカイブを作っていくと。そして、国境地域におきまして市民の身分保障ができるようにしたいと思っています。

次の分野におきましては、新しい法律を使うことによって、新しいこの登録簿を作ると、使いやすい形にすると。また、例えばIDを用いてウクライナでリーガルアクセスができるようにするというものであります。例えば、電子キャビネットなどを作るということも含まれております。

次の分野といたしましては、新しい情報システムの必要性ということです。フォレンジックアクティビティのシステムが必要だというふうに思っております。例えば、その中には認証されたフォレンジック担当官や、あるいは専門家として認定をし、国の専門機関で仕事をする、あるいは民間の機関でもその資格を活用して協力できるようになればと思えます。

次は、未成年者に対する修復的司法の分野であります。皆様の支援が必要と思えますのは、社会統合であります。未成年が修復的司法を通じまして、例えば追加の手段でもって社会に再統合できるようにするということです。これは他分野協力に基づいて行っていきたいというふうに思っています。身体的、またその他様々な心理的側面を含めて、保護観察官あるいは他の様々な機関と協力して行うようにしたいと思っています。我々の保護観察機会というのはあまりソーシャルサービスを提供できていない。よって、心理学者もあまりいないですし、スタッフは未成年ということに対する専門性もないということで、未成年を社会統合する上で必要な心理的サービスが提供できていないのです。ですので、そういったサービスが提供できるようにできればと思っています。その方法といたしましては、いろいろな法的根拠やメソッドロジーにおいて、毎回個別にコーディネーションせずにできるようにすればというふうに思っているわけです。かなり煩雑な手続きになっておりまして、今ウクライナでは大変難しい状況になっておりますので、定型としてどういうアルゴリズムでこういうプログラムを適用できるかということを確認にしたいと思っています。そして、特に未成年者に対して社会統合に対するモデル作りもしていきたい。例えば、プログラムを実施するのはどこなのか、家族とどういふふうに協力するのか、どういふ分類

で実施を行っていくのかというようなところを明確にできればと思っています。

次は、科学捜査、フォレンジックです。こちらについて、皆様の経験をぜひ提供していただきたいと思っています。日本においてどのように組織体系が作られているのか、捜査機関の組織構造と体系について、そういった専門家になるためにはどのような資格が必要なのか、科学捜査専門家になったときの権利と義務、専門家の独立性確保をどうやってやっているのか、例えば任命権者からですとかその他の当局者からの独立性の確保ということ。また、科学捜査における国際協力、他の国とどのような協力を行っているのか。

次の分野といたしまして汚職対策であります。我々が関心を持っているのは、司法省における汚職リスクの特定をどうやっているのかということです。ウクライナにおきましては、我々の省もそうですけれども、汚職対策プログラムを数年間少なくとも3、4年間やらなければいけないと定められ、こういったプログラムは明確に全てのリスクについて明示しなければいけない。次に、その省において汚職に繋がるようなリスクがあるため、どんな小さなユニットであっても全てを洗い出さなければいけない。日本ではどのように汚職リスクを特定してるのか。特に、重要なリスクについてどういうふうに指定をしているのか。また、何か外部要素について考えているかを学びたいです。例えば、メディアからの情報、内部ファクターとしてどういうものを見ているかということです。

また、日本の法務省の中で最も職業に繋がるのはどういうものだというふうに分析をしていて、この日々どういう対策を行って、汚職のリスクを最小化してるかも学びたいです。特に、最大レベルの汚職リスクをどうやって最低限まで抑えているか、どういうふうに、どういう要員を用意しておけばよいのか、また、利益相反や権力の乱用の防止手段をどうしているかを具体的に伺いたいです。どういう対策をされておられますか。それによって利益相反を防いでおられるのか。そして、省内での、例えば公務員としてのあるいは特に権限を持っている人の権力濫用をどのように防いでおられるのかということです。もし、こういった汚職があった場合にはどういう懲戒あるいは刑事責任を求めているのかも知りたいです。特に、法律違反あるいは不正利用、権力の濫用についてどういう懲戒や刑事責任を持ってるかということです。我々はオープンに様々なことをお聞きしたいですし、皆様からぜひご意見いただきまして、今日なり、あるいはこれから協力を始めるに当たりまして、ぜひ様々な忌憚のないご意見を聞きたいというふうに思っています。では、私からは以上です。ありがとうございます。

【ICD 村上教官】

ありがとうございました。それでは以上をもちまして午前の部を終了といたします。

ここで、本日の質疑応答に関してご説明いたします。本日は午後のパネルディスカッションの終了後、総括質疑応答の時間を設けております。これまでのご講演、あるいは午後のパネルディスカッションを含め、ご質問がある方につきましては、こちらの総括質疑応答の時間にまとめて質疑応答の回答させていただきます。そして、こちらで本日質問をお寄せいただく方法についてもご説明いたします。

初めに、会場に参加いただいている皆様におかれましては、机の上に当日質問票という紙をお配りしております。こちらの質問欄に質問をご記入いただき、総括質疑応答前の休憩時間までにご提出をお願いいたします。この質問用紙をご提出いただく質問箱ですが、こちらの会場の後方2ヶ所に設置しております。また、質問を記入いただく際には差し支えないようでしたら、お名前、所属、さらには、どなた宛のご質問かも明記いただけますとありがたく存じます。

また、オンライン参加の方におかれましては、各公演中、あるいは休憩時間を利用して、画面の下のQ&Aをクリックして、どなたか宛の質問かを明記して質問内容をご記入ください。

なお時間の都合上全ての質問にお答えできない場合がございますので、この点あらかじめご了承ください。

本日午前の部ですが、予定より早く進行しております。ただ午後につきましては、予定通り午後1時より開始いたします。この後は午後1時まで、昼食の休憩とさせていただきます。

ご来場の皆様にお知らせいたしますが、既に昼食会場のご案内をさせていただいた方につきましては、会場までご移動をお願いいたします。それ以外の参加者の方につきましては、この建物1階のラウンジにお弁当を用意しておりますので、ぜひご利用ください。

午後の部は、先ほど申し上げました通り、午後1時より開演いたしますので、その時間までにこちら会場にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。また、通訳機の Panaガイドにつきましては、机の上にそのまま置いておいたままにさせていただきますようお願いいたします。それでは、以上でアナウンスを終了いたします。どうもありがとうございました。

【ICD 村上教官】

ただいまから午後の部を始めます。会場の皆様に2点ほどご案内をさせていただきます。現在ウクライナ司法省の皆様ですが、別件の対応中のため離席されております。この後、総括質疑応答の前には席に戻られる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。またこちらの会場ですが、適宜空調の調整をしておりますが、暑いと感じる方におかれましては、上着などを脱ぎいただいて適宜ご調整いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、午後の部を開始いたします。本年5月26日森寫昭夫先生がご逝去されました。森寫先生は民法研究においてご高名であるだけでなく、1992年にベトナムから支援要請がなされた際に、いち早くこの要請に対応された我が国の法制度整備支援事業の先駆者でありました。森寫先生は1992年のベトナムからの支援要請以降、約30年にわたりベトナムやカンボジアなどの法整備支援事業に携われてこられました。そのご功績をたたえ、この度、追悼動画を作成いたしました。それではこれから森寫先生の追悼動画を上映いたしますのでご覧ください。

～動画視聴～

【ICD 村上教官】

ただいまご覧いただきました追悼動画ですが、森寫先生のご生涯と数々のご功績を振り返るものでした。先生の当時の姿を思い出された方も多いのではないのでしょうか。先生が残された多大なご貢献に深い敬意を表し、心より哀悼の意をささげたいと思います。森寫先生どうもありがとうございました。

続きまして、法整備支援の30年の振り返りと今後の展望をテーマに、各機関からのご報告をいただきたいと思います。初めに、国際協力機構（JICA）ガバナンス平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム課長 琴浦容子様からご報告をいただきます。琴浦様、どうぞよろしく願いいたします。

【JICA 琴浦】

ありがとうございます。今ご紹介にあずかりましたJICAガバナンス平和構築部の琴浦と申します。よろしく願いいたします。この1年も法務省、UNAFEI、ICD、それから日弁連、その他大学の先生方と本当に多くの方々に支えていただきながら活動を行ってまいりました。簡単ですがご報告させていただきます。

訪日研修は国別研修としてベトナム4件、インドネシア2件を含む16件行ってまいりました。昨年よりも数が増えておりましてコロナの影響ももうかなりなくなって、元の数に戻ってきたという印象がございます。課題別研修も昨年と同様9件行ってまいりました。

法制度整備支援全般でございますが、東南アジアでは次のフェーズを立ち上げていくタイミングに来ております。インドネシアは今行っている案件が来年の9月末で終わりますので、次の案件をどうするのかというのをこの1年かけて先方と協議をしてまいりました。今年の要望調査で要請も上がっておりますので、次どのような案件をするのかというのを今後もう少し詰めていきたいと思っております。ベトナムも来年の12月で今やっている案件が終わりになりまして、次どのような案件を立ち上げていくかを現在、関係の皆様と協議させていただいているところです。かなりニーズも変わってきていること、また国がとても早く発展していることから、どのような形で協力していけばよいのかというのを今後検討してまいりたいと思います。南アジアではネパールの案件形成というフェーズに入りました。これまで国別研修、個別専門家という形で協力を行ってきました。今般、技術協力プロジェクトの要請が上がったことから形成を進めたものです。具体的には民法、日本が関わって作ってきたものですが、逐条解説を作るということで、協力する予定です。また、今年の4月からアフリカで少年司法の案件も始まりました。この分野は長くUNAFEIの皆様にご協力いただいているものですが、改めて技術協力プロジェクトという形で立ち上がったものです。11月に第1回目のGCCがありました。

て、山口所長にもご参加いただきました。その他、留学生事業ではネットワーキングの強化ということで、LinkedInを使った形でネットワークを広げていくということを取り組んでおります。

法の支配の強化という観点では、先ほど少し触れたケニアで保護観察のボランティアを養成し制度化していくという案件が始まっております。またビジネスと人権という観点では、今まさに課題別研修2回目が行われているところで、山田先生にもかなりご協力いただいております。ビジネスと人権の1つの技術協力プロジェクトとして行っております、ガーナの案件は現場での取り組み、モデル活動というのを今まさに進めているところでございます。児童労働の撤廃というのは、SDGsの中でも目標年が早く、来年の6月となっております。それまでに少しでも何らかの成果を上げたいと今取り組んでいるところでございます。それ以外に汚職対策、それから国際公法もこれまで課題別研修を中心に行ってきておりますが、各国からの要請も多く上がってきているというのが現状です。

こちらの一覧表は一応関係の機関ごとに分けているものではあるのですが、実際にはベトナムやラオス、バングラデシュは弁護士の先生にも派遣いただいているため、このように綺麗にわかるのかということそうではないかなとは思っているのですが、これまでと同様に、多くの皆様にご協力いただきながらプロジェクトを実施してまいりました。新たなものとしては、先ほど触れたネパールの案件がこの表にはまだ出してはいないのですが、これまでやってきた個別専門家国別研修に加えて、それをもとにやっていく技術協力プロジェクトが立ち上がったというものがあります。また、ウズベキスタンの汚職対策というものは小山田先生、市橋先生のご協力を仰ぎながら国別研修という形で今研修に取り組んでいるところでございます。

UNA FE Iの皆様とは、数多くの課題別研修を実施してまいりました。課題別研修の中でも特にウクライナからは要望がたくさんございましたので、汚職対策の研修には上乘せで研修員を受け入れていただく等のご協力もいただいております。ケニアの案件は先ほど触れたもので、教官にも入っていただきながら案件を進めているものでございます。今年度新たに始まったものが、日・ASEANの刑事司法セミナーでございます。

公正取引委員会の皆様とは新たに始まったのはフィジーの案件で、来年1月、2月に研修を行うべく今まさに準備を取り組んでいるところです。

こちらは留学生の一覧となります。合計数を載せることができなかったのですが、昨年ご提示したものとほぼ同じ人数で受け入れを行っております。こちらに関しても本当に多くの大学の先生方にご協力いただいて実現しているものでして、改めて御礼申し上げます。長期研修、留学という形では、この長期研修で受け入れている法・司法分野の中核人材、それから国際公法の分野だけでなく、無償資金協力JDSという形でも多くの人数を受け入れていただいています。このJDSの方が人数枠としては大きいかなとは思いますが、本当に多くの大学の先生方に受け入れていただくことで実現しているものです。先日、私自身もネパールに出張したときに、JDSの卒業生と会うことができました。司法省の中で日本語を話す人がいるということにも驚きましたし、日本の文化も理解

しながら各国で努力されているということを見ることができました。

全般を通してなんですけれども、法の支配それから Access to Justice に資する活動としましては、ビジネスと人権で新たな動きとして出ているのは第三国研修というものです。I G A D 地域というのは東アフリカのジブチに拠点を置いている地域機構です。そちらの地域機構と協力して研修を行うというもので今年度から始まります。これも本来であればその地域機構が中心となって行っていくものではありませんが、十分なエキスパートーズがあるわけではないということから日本の先生方にもご協力いただきながら進めているところです。

それから汚職対策ですが、先ほどのウクライナの皆様からのご発表の中でも触れられていましたけれども1つキーワードとして出てきているものです。先ほどの話ですと、汚職対策以外にも要請があるようではありますが、今後どのような形で協力しうるのかを検討していきたいと思えます。

私達、法・司法チームとしましては、法整備支援だけではなく、メディアそれから警察分野も協力しておりまして、そこも含めて法の支配への貢献というふうに考えております。簡単ですがこちらでの動きを共有させていただきますと、メディアの分野では、コンボでフェーズ3のプロジェクトが立ち上がったところです。2年間という短い期間のプロジェクトではありますが、これまで支えてきている公共放送局の能力強化というところで、今まさに始まったところです。

また警察分野に関しましては、長く日本の警察庁様にご協力いただいているのは、インドネシアが中心ではあるのですが、それ以外にも、今年度はコロンビアやブラジルにご出張いただくということもありましたし、警察庁の方からご紹介いただいて、インターポールと連携するという案件も始まっています。今年度、西アフリカ15カ国を対象とした金融犯罪取り締まりの案件も始まる予定となっております。

最後になりますが、これまでの振り返りということで1枚スライドを出させていただきました。まさに先ほどの森寫先生の追悼ビデオの中にもありましたけれども、90年代に始まった法整備支援は、初めは実施体制をどうするかというところでかなり模索していたというのを過去のファイルを見ても感じました。先生から本当に叱咤激励いただきながら、どういった体制であれば協力できるのかというのを検討してきたという状況ではあるのですが、今、こうして振り返ってみると、市場経済化支援を契機としていたが、紛争影響国への支援、それからビジネス環境整備への支援というふうに支援の幅や対象国、対象分野が拡大してきたと感じます。

ただ一貫して変わらないのは、オーナーシップの尊重やそれを支える人材育成というところで、まさに森寫先生に率いていただいていたところなのかと思っております。また、約30年協力してきたことによる人材育成への貢献は大きいと感じております。特に、私自身15年前にカンボジアの案件に携わっていたのですが、15年経ってこのポストに戻ってくるとカンボジアの人材の層がすごく厚くなっているというふうに感じました。なかなか成果を出すことが難しい分野ではあるのですが、30年というスパンで考

えると本当に大きな功績を残してきているというふうに感じます。

他方で最初の支援国であるベトナムを始め、様々な国では協力というところから対等なパートナーシップへの昇華というのが今求められているという理解で、これからどういう形で協力していくべきかというところを、また皆様にご教示いただきながら検討してまいりたいと思います。以上となります。

【ICD 村上教官】

琴浦様どうもありがとうございました。続きまして、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所 上席主任調査研究員 山田美和様からご報告をいただきます。山田様よろしくお願いたします。

【JETRO 山田上席主任調査研究員】

皆さんこんにちは、ジェットロアジア経済研究所、幕張・アジ研の山田です。こちらでお話をすると、いつもアジ研ではアジ研ではと言われて、どこの話をしてるのかなといつも府中のアジ研というか、こちらの昭島のアジ研という話で。実は私もかつて法律事務所に勤めたことがありまして法律事務所からアジア経済研究所に転職したのですが、法律仲間に「今度、アジ研に行くんだ」と言ったら、「え、アジ研!?あの府中の?」というふうに言われたのをいまでも思い出します。

もし、アジア経済研究所にご案内でない方がおいでになりましたら少しお話をしたいんですけども、アジア経済研究所を英語で言うと、Institute of Developing Economiesでございます。アジアのみならず、アフリカ、中東、それから南米等の途上国に関する政治や経済や法制度等を研究する、おそらく日本最大、世界最大の研究所でございます。1960年に設立をされまして、1998年に行政改革の一環として日本貿易振興機構と統合され、今は日本貿易振興機構アジア経済研究所となっております。私どもの研究所では古くからベトナムやタイ等々に関するアジアの法律の研究をする大先輩たちがおいでになりまして、その系譜を継ぐ形しております。

この法整備支援連絡会とのご縁は今日お見えになっている元名古屋大学の鮎京先生が名古屋大学においてもベトナム等を始めとするアジア法の研究ということでお声掛けをいただき、名古屋大学との親交とともに、法整備支援連絡会にお邪魔させていただくことになったと思います。

法整備支援をするにあたって、やはり重要なのはその国においてどういう状況にあるのか、どういった社会、経済や人々の暮らしがどうなっているかということが重大でありますので、そういった意味でアジア経済研究所が行っている地域研究というものが役に立つのではというふうに思慮する次第であります。

私自身はここ10年ビジネスと人権というテーマで活動してきておりまして、それを中心に本日お話をさせていただきます。毎年出しているスライドによく似てるのですが、ビジネスと人権に関して責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策提言

事業というものをここ10年ほどやっております。基本的には日本企業がサプライチェーンで重要な地域であるアジアを中心にビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査して、企業はどのように人権尊重、企業経済の中に取り組んでいくべきか、またそれをどのように政府として促進できる政策ができるかということ調査研究してきております。今年度、2024年度としましては、各国の政策動向、特に近年は人権デューデリジェンスを法制化するという動きが欧州の方でありますので、そういったものをウォッチしております。アウトプットとしては、アジ研ポリシー・ブリーフ、それから先々週に行われた、国連ビジネスと人権のフォーラムへの参加や、また外部への委託調査としては「紛争影響地におけるビジネスと人権—ミャンマーを事例に—」「インドネシアにおける責任あるサプライチェーン—マルチステークホルダーへの調査—」「日本企業の員エンゲージメントの事例」がございます。また別に「ビジネスと人権—グローバルトレンドとアジア」ということで今年本をまとめる予定になっています。

調査活動と並びまして重要なのがアウトリーチでありまして。今日ご来場の皆さんにぜひおいでいただければと思うのですが、再来週になりますが12月19日に元ビジネスと人権ワーキンググループメンバーであり、かつ、ただいま発展の権利の特別報告者であるスーリヤ・デバ氏を招聘してシンポジウムを行う予定でございます。お時間あらましたら、ぜひご来場いただけますようお願い申し上げます。また、この夏、バンコクでは日系企業向けの実践型セミナーとして、アジアにおけるCSOの方々やトレードユニオンの方々をお招きして日本の企業の方々と一緒にエンゲージメントをするというワークショップを開催いたしました。法務省の方々や酒井先生にも「国連責任あるビジネスと人権アジア太平洋フォーラム」にご参加いただき、大変盛況なセミナーになりました。また、調査研究のベースといたしまして、プラットフォームという形で私どもの研究者、本部、ジェトロ、それから省庁の方々等々交えて研究会を開催しており、ビジネスと人権に関する知的プラットフォームの形成というものに努めております。

今年は30年にあたるので過去を振り返ってくださいというご指示をICDの方から受けました。ICDのニュース、ウェブサイトを見て、一体いつからアジア経済研究所が活動報告をさせていただいているのかということのを遡ってみたところ、私が確認する限り第8回の2007年から活動報告させていただいています。アジア経済研究所では、ビジネスと人権はつい最近の話なのですけれども、タイやベトナム等における法制度や政治に関する様々な研究を蓄積してきております。ビジネスと人権に関しては、第15回の2014年の大阪で開催されたときだと思えるのですが、初めてビジネスと人権プロジェクトを開始するという事をお話しさせていただきました。その後、当時の部長に声をかけていただいて、ICDニュースに「法整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の権利のために—」という拙文を書かせていただきました。この後のパネルディスカッションにも参加させていただくのですが、法整備支援との関係で言えば、法整備支援というものは、支援対象国が指導原則を具現化するということをファシリテートするものであり、かつ日本政府としても対外政策にこの指導原則を活用するという

こと。繰り返しになりますが、指導原則を相手の国がどのように実現していけるかということを支援するものであるということを書かせていただきました。また、ここに書いてある通りに様々な研究をしてきました。これももう3年前になりますが、法務省で勉強会をさせていただいて、そのプロダクトというか、ICDニュースに説文を載せていただきましたので、もしお読みでない方がおいでになったら読んでいただけたら幸いです。

ということで、今までこうやってきたものを並べてみました。当時スタートしたときは「なぜ今、『ビジネスと人権』なのか—政府の義務と企業の責務」ということで、まだ日本政府としてもナショナルアクションプランを作るということは言っていなかった時代に必要であろうということ、アジア経済研究所としては調査研究の上で政策提言してきたので今のような流れになって大変良かったと思うと同時に、まだまだ足りないということと少し方向性が違うのではないかと思うようなことも様々あります。直近では、2年前になりますけども経産省の方から「『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』の意義と課題」というものが出ておりますが、これに関してもこのガイドラインを鵜呑みにするのではなく、もっとやるべきことがあるのではないかということ提言させていただきました。

また、アウトリーチでは、1番古くて2016年からこのビジネス人権に関するイベントをやってまいりました。昨年、法務省に呼んでいただいた Allan Jorgensen 氏や Anita Ramasastry 氏は、長い間、日本に関しても協力をしてきていただいております。

ビジネスと人権に関して繰り返しになるんですけども、このビジネスと人権に関する指導原則は3つの柱できております。一番重要なのは人権を保護する国家の義務ということ、企業が人権を尊重しなければいけない、それをどう政府がファシリテートするかということに注力が置かれる傾向にあります。一番重要なのは国として人権保護する義務があるということ、それをどうやっていくかということ。それから特に法整備支援、司法関係者に重要なのは第3の柱の救済へのアクセスです。どんなに様々な防止策を講じてみても必ず人に対して負の影響が及ぶわけで、そこに対して司法制度なり、非司法制度なりきちんとしたアクセスを確保することが最も重要であります。法整備支援とビジネスと人権に関しては日本のナショナルアクションプランにかかる記述があるということは皆さんご承知の通りだと思います。やはり一番重要なのは司法へのアクセスの向上ということかと思えます。アジア経済研究所としてはそういった法整備支援のベースになるような形での情報収集や調査研究等を引き続きやっていけたらというふうに思っております。

スマートミックスという言葉がありまして、どのように国が指導原則というものを実行していくかということなのですが、スマートミックスには2つの幅があります。例えば人権デューデリジェンスに関して言えば、今欧州を中心に義務化しようという動きがある一方で、インセンティブやガイドラインを作って自発的な取り組みを促進するというように、それぞれの国に応じた、それぞれの状況に応じた政策というあり方があるということです。そういったところも含めて、やはりコンテクストをきちんと調査してそれに合致し

た政策を提言できればと思っています。

ただ繰り返しになりますが、世界で一番憂慮すべきなのは、自由や法の支配それから我々が大事にしなければならない基本的人権というものが失われつつある状況の中で、いかに市民社会のスペースを確保して救済へのアクセスをきちんと促進できるかということです。司法関係者や私たちのような研究者の大きな使命だと感じています。

最後にこれは情報ということなのですが、先々週私はジュネーブのビジネス人権に関する国連フォーラムに参加してまいりました。今年はまさにスマートミックスをどうするかという議論が行われており、メインのセッションに関しては録画でも視聴が可能ですので、もしよろしかったらご覧になってください。雑駁でございますけれども、以上です。どうもありがとうございました。

【ICD 村上教官】

山田様どうもありがとうございました。続きまして、名古屋大学法政国際教育協力研究（CALE）センター長 村上正子様からご報告いただきます。村上様どうぞよろしくお願いたします。

【CALE 村上センター長】

ただいまご紹介にあずかりました名古屋大学CALEセンター長の村上です。私は2022年にCALEセンター長に就任しまして、今年で3年目になり、法整備支援連絡会もちょうど3回目の出席になります。昨年は私の隣、ちょうどその辺りに森寫先生が座っておられて、今日もその辺りに座ってらっしゃるんじゃないかという気がしています。あれから1年あっという間に経ってしまって、また活動報告をさせていただく時期になった、1年早かったという感じですが、今日はこれまでの活動の総括を簡単にさせていただいて、その後、この1年のCALEの活動を簡単に紹介していきたいと思います。

まず、活動の総括です。CALEは2002年に森寫先生のプロジェクトのもとで始まったセンターです。CALEの役割は大きくは研究と教育ということで、研究についてはアジア法政治に関する研究と法整備支援研究というものを中心に行い、教育については留学生教育を含め、この後ご紹介をしますが、日本語で日本法を教えるという日本語教育研究センター（CJL）の活動が大きい教育の中の一端となっております。あとは、国内の人材育成として、アジアに精通し、アジアの発展に貢献する人材を育成するというこの二本柱で活動をしてまいりました。こ

これまでの研究については、CALEの研究は大型科研費を取ってそれを使って研究をするというのがこれまでのスタイルでした。前半はアジア法整備支援、法整備支援の研究を中心に行い、その後は立憲主義、人権といった憲法や国際法の観点から研究を進めてきたという経緯がございます。

CALEでは外国人研究員を毎年受け入れておりまして、こちらは一部の先生になりますが、こういった研究員を受け入れることで国際交流もしてきました。

人材育成になりますが、先ほど申し上げたように日本語で日本法を教えるという日本語教育研究センター（C J L）の活動を進めております。毎年のようにお話しているので詳細は割愛させていただきます。現在C J Lの修了者数は469名になり、稼働しているのはウズベキスタン、モンゴル、カンボジア、それからベトナムのハノイです。ウズベキスタンが最初で2005年からなので、来年でちょうど20年ということになります。ウズベキスタン以外の国々も順次20周年を迎えます。C J Lを修了した学生のうち名古屋大学を始めとする日本の大学、大学院に進学して、修士課程や博士課程で学位を取っていくという形で、現在、名古屋大学大学院ではC J Lの修了生に限っての数字になりますが、修士号取得者は113名、博士号取得者は14名で現在在籍者は34名。それ以外にも全部ではないんですが、他の大学でも博士号を取得しているC J Lの修了生がおります。

C J L修了生の活躍についてご説明します。英語コースの方が先に始まり、ベトナムの副首相といった政治的に国の高い地位におられる方々は英語コースを修了しております。C J Lの修了生もだんだんと母国で活躍するようになりました。当初は日本で学位を取得し、母国に帰って母国の政府機関や大学、日系を含め法律事務所に就職して働く修了生が多かったのですが、最近では日本の企業への就職や日本の大学で活躍するという修了生も増えてきております。

これは、名古屋大学大学院法学研究科の修了生数を1999年以降の法整備支援対象国のみピックアップして表にしたものです。上の4つのウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアについてはC J Lのセンターが今も稼働しています。修士号、博士号の英語コース、日本語コースでこれだけの多様なアジアの国から修了生が出ているということはやはり名古屋大学の特徴ではないかなと思っております。

国内学生の人材育成につきましては、学部それから大学院、法科大学院生を対象として様々な取り組みをしております。例えば学部生を対象に短期派遣の留学説明会や派遣先の国の事情を知るためのアジア法整備支援特別講座を開催しております。また、主に大学院生を対象に年間を通してC A L Eの活動を手伝ってもらうということで、研究協力員というものを募集しております。毎年留学生が多いのですが、30名近くの学生が協力員となって活動を支えてくれています。また右のポスターは、法科大学院生を対象としたC J Lの日本法講師体験というものです。コロナの影響でオンラインになってしまったのですが、その前までは実際に現地のセンターに行って日本法講師体験を提供しておりました。こういったことを通して国内の人材を育成していくという試みを今までしてまいりました。

これからの活動ということで、私がセンター長になって3年ほど経ちますが、これからC A L Eをどう発展させていくかのキーワードとして、日本もアジアの1つとして他のアジア諸国と共に発展していくという「アジア共発展」を挙げているところです。研究については継続的かつ体系的にどう促進させていくかということで、この後のパネルディスカッションでもトピックになると思いますけれども、修了生をいかに活躍させてアジアにおける共通の課題の検討と、ここがポイントになるのですが、日本法にどう還元させてい

くかということを非常に重視しております。C J Lについてはもうすぐ20年をそれぞれのセンターが迎えるということで、どうやって現地化、現地のカウンターパート大学がどうやって自走化していくのか、そしてその際にどうやってその教育の質を確保していくかということが課題になってくると考えております。

それでは今年1年のCALEの活動報告についてご紹介したいと思います。なお先ほどから法学研究科の話もしておりますが、CALEで留学生を受け入れて教育しているわけではなく、法学研究科と一体となって活動しております。これから説明する活動報告も法学研究科の教員の協力を得て行っているものです。

前回の法整備支援連絡会のときにも予告をさせていただいた、CALE Annual Conference 2023の赤枠でくくったシンポジウムを修了生中心に行いました。それを日本法に還元する、つまり国内に発信するという意味で、つい先月出た法律時報の小特集に掲載していただくということになりました。こうやってこのシンポジウムの成果を日本国内に日本語で発信していくというのも今後続けていきたいと思っていることの1つです。

それから今年はずいぶんモンゴリヤーというかモンゴルとの交流が非常に盛んでした。この3月に行われた国際会議は今年で5回目になり、法学研究科とモンゴル国立大学が共催して憲法や経済法それから行政法の各セッションで両大学が研究内容を報告するというもので、法学研究科の教員4名も今年は参加しておりました。

これも去年の活動計画でご紹介したのですが、モンゴル国立大学法学部教員による特殊講義「モンゴル法入門」では、学部生を対象にして英語と日本語で行いました。英語が3分の2ぐらいで日本語が3分の1ぐらいだったと思いますけれども初めて開催しました。学生が少なかったらどうしようと思っていたのですが、楽と思われたのかどうかわかりませんが、意外と50人以上の学部生が履修して、結構真面目にみんな聴講していたのでなかなか手応えはあったかなと思っております。こちらは引き続き、来年度もモンゴル国立大学の先生方に協力いただけるということで開催する予定です。

モンゴリヤーと申しましたのは、先ほどの国内人材育成の1つで、学部生を短期派遣で様々な対象国に派遣するという事業をご紹介しましたが、今年はそれがモンゴルに派遣するということでしたので、モンゴルについての様々な講演をしています。

これは毎年やっているC J Lの学生が3年時に書く学年論文の発表会です。オンラインで開催して、ここに今日参加していただいている方々もご参加いただきました。

それからこれも昨年から続いている活動になりますが、アジア法・プログラムブックということでC J Lの3・4年生を対象として比較によって自国を相対化して見る習慣をつけることは日本人の学生にとっても有益ではないかということで教材作成を進めています。

このサマースクールは法整備支援連携企画でICDさんと慶応大学の3部局、3機関が協力して毎年やっているものです。このときにICDの山下教官に名古屋大学までご足労いただいたときにお話が出て、右のアジア法整備支援特別講座ということで法整備支援はどんなことをやっているのかというのを現場の実際の方々に学生に向けてお話していただくという機会も設けております。これは来週からちょうど始まるものです。

法曹関係者の交流サポートとしましては、これもモンゴルになるのですが、今年の3月にCALEとMOUを結んだモンゴル最高裁判所司法アカデミーの研修というものを引き受けております。研修内容としては様々な分野にわたり、弁護士会、裁判所の方に協力いただき、こういった研修もしました。その際に、研修といってもできるだけ双方向で何か向こうにもしてもらおうという方針で研修を受け入れているので、行政裁判所の裁判官と司法アカデミーの研究員に各テーマについて報告もしていただいております。

それから最初の方に紹介したCALEの外国人研究員ということでオックスフォード大学のBui Ngoc Son先生には日本の法整備支援についての研究発表をしていただきました。また、ハノイ法科大学のNguyen Thu Thuy先生には技能実習生の問題について国際司法の観点から検討するという研究テーマで報告をしていただきました。そして、現在受け入れているキルギスのCALE外国人研究員のNatalia Alenlina先生は国際仲裁について今度ご報告いただきます。これは、日本も含めたアジアについて様々な方にご報告をいただくと。法学研究科の留学生にもプレゼンターになってもらうという形でワークショップも企画しております。

最後に予告になりますが、1月に恒例のCALEアニュアルカンファレンス2024を開催します。今年は、体制移行国の弁護士のあり方の行方ということで弁護士制度について修了生を中心に様々な形で報告をしていただくと。もちろん日本についても報告をしていただくと。ということで考えております。活動報告は以上になります。ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

村上様どうもありがとうございました。続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会高橋洋徳様からご報告をいただきます。高橋様よろしく願いいたします。

【JFBA 高橋】

ただいまご紹介にあずかりました、日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、弁護士の高橋です。現在は半蔵門総合法律事務所に属しております。今年の5月まで、法テラスのスタッフ弁護士をしておりました。私は東京1年要請を受けて埼玉の秩父、川越、そして東京の四ツ谷に戻ってきたという形で活動しておりました。秩父は司法過疎地域で弁護士がもう片手で数えるしかない場所として、司法過疎地域の赴任の経験をJICAさんの課題別研修で紹介させていただく機会などを通じ、日弁連での国際交流委員会で活動させていただき、法整備支援の一端を担わしていただいております。私の自己紹介はそれぐらいにして、今日は日弁連が関与する法整備支援の30年の振り返りということでございまして、これまでの30年をざっと通覧させていただきたいと思っております。その前に現在どういう活動しているかということもしっかりお伝えしたいと思っております。

まずは現在の活動についてです。どういう形で日弁連は国際司法支援に関わっているかと申しますと、私が所属する国際交流委員会、国際交流・国際貢献を旨として活動してお

りますが、この委員会の国際手法支援センター（ILCC）部会の活動と交流部会あり、このILCC部会が主にアジア等のパートナー国の弁護士会、弁護士主催の団体と各セミナー、オンライン会議プログラム等で情報交換協力をしております。この委員会のメンバーの中でも、JICAの長期専門家として活動されている弁護士の先生もいらっしゃいます。各国の司法関係機関とも協力し、日弁連のILCC部会が法整備支援の一端を担うものとして活動させていただいております。法務省の方々、JICAの方々、名古屋大学を始め、大学の機関、他関係機関としっかり緊密に連携、情報交換、協力をして活動させていただいているということでございます。

日弁連の国際交流委員会の体制としては、委員が80名以内おまして、私は幹事にあたるのですけども、幹事が若干名おります。田中みどり委員長がトップとなりILCC部会と国際交流部会の2つの部会にわかれて活動しております。ILCC部会は、JICAさんから受託させていただいている課題別研修、そしてベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ネパールの各プロジェクトチームの部会内のPTにわかれて活動しております。なお交流部会の方は、アメリカ、ドイツ、マレーシア、中国、香港、台湾、ロシアの各プロジェクトチームがあります。この2つの部会を事務局として支える弁護士が各部会から1名から数名、そして事務局長がいるという体制でアドミンチームという形で弁護士事務局を担い、委員長や副委員長を支えております。

2024年度の日弁連国際交流委員会の具体的な活動についてご説明いたします。先ほどコロナ過が終わった、だいぶ収まったという話ありましたが、アフターコロナとなりつつあることから対面交流が活発化しております。牧山嘉道前委員長、田中みどり現委員長のもと、アドミンチームが強化されて各部会での活動が活発化しております。主な活動は次の通りになります。ILCC部会、国際司法支援センター部会では、7月にはJICAから受託しているベトナム弁護士連合会（VBF）の本邦研修を実施させていただきました。8月にはカンボジア土地省・カンボジア王国弁護士会主催の講演の講師を当委員会の委員が務めております。9月にはICDさんの研修で来られたモンゴルの法曹関係者の方々が来日された際に懇親会をさせていただいております。10月下旬には、これは私も一端を担わせていただきましたが、JICA受託「司法アクセスの改善—SDG16の実現」をテーマとした課題別研修をアジア、アフリカ8カ国9名の裁判官や司法省職員、弁護士会の幹部の方々を研修員にお迎えし実施させていただいております。この研修では仙台と青森の鯉ヶ沢という司法過疎地も訪問して、日本の司法アクセス改善のための活動を紹介して各国に持ち帰っていただくという研修を実施させていただきました。今月はJICAさんから受託しているバングラデシュの本邦研修を予定しております。もう1つの部会、交流部会では、5月には台湾の中华民国律師公会全国連合会の方々が来日し、国会をお見せして、その後交流会を実施しております。今年の活動は大体こういう形で活動しております。以上が今年の日弁連国際交流会が活動している状況なのですが、今回のテーマである30年の振り返り、この点について今から申し上げたいと思います。

文字が多くて恐縮なんですけど、これまでの30年、1990年代から2020年代につ

いて今からざっと通覧していきたいと思います。1990年代はポスト冷戦時代における国際交流が活発になっていく最初の時期ですね。その時期が1990年代でした。次の10年、2000年代は国際司法支援活動が着実に広がっていく場面でした。カンボジア、ベトナム等での活動になります。2010年代は積極的にかつ戦略的に国際交流を推進していく、それまでの蓄積を生かした国際交流を実施していくという時期になりました。そして、2020年代は新型コロナ禍で緊急事態宣言を乗り越えて、どのような活動をしていくかというところを、現在模索しているところでございます。

具体的に10年ずつ見ていきたいと思います。まず1990年代です。ポスト冷戦時代における国際交流、どういう形でしていたかということを紹介します。その前に国際交流委員会、当委員会は1978年に国際交流調査委員会という名前で発足しました。それから8年経った1986年に国際交流委員会の名前を改名しております。1990年代については、1994年に国際協力活動を開始しております。国内諸機関が各国から研修員を招聘して行う本邦研修への講師を派遣する、主にアジア諸国へのJICA長期専門家派遣等の協力をさせていただいております。その国々はアジア、アフリカを含んだ活動、モンゴル、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ネパール、ウズベキスタン、そしてコートジボワールに派遣をさせていただいております。1996年には国際司法支援（法整備支援）への参加を開始しております。これは法整備支援に直接関係はないですが、1998年には日弁連の海外ロースクール推薦留学制度の最初のニューヨーク大学との留学生制度が開始されました。現在はここに列挙するような形で推薦留学制度が充実している次第でございます。1999年には日弁連が国連の経済社会理事会における協議資格を持つNGOになりました。それによって日弁連の立場で発言する機会が国際会議で増えてきました。1999年にはそれまで国際広報担当の嘱託制度があったものが国際室という形でより充実されることになりました。また同年には、国際司法支援活動弁護士登録制度を設立しております。

次に2000年代に入ります。2000年代は、国際司法支援活動の着実な広がりを見せた時代になります。この10年は特にカンボジア王国弁護士会への支援が充実した形で行われました。ここには名前は出ていませんが、矢吹先生などに非常にサポートいただいた次第です。2004年には国際活動に関する協議会が設置されました。日弁連の国際活動の総合施策の策定を図るために設置されたものでございます。2004年以降は国際機関への興味を持っていただく、キャリアプランを立てていただくための人事セミナーを実施し、現在はキャリア情報セミナーという形で名前を変えてセミナーが開かれております。2008年6月にはJICAさんとの間で連携協力協定を結び、今日までずっと充実した活動をさせていただいております。2008年にはアジア司法アクセス国際会議、これは2010年、2014年にも開催されましたが、アジアそしてオーストラリアも確か含まれたと思うのですが、国際会議を開かれております。2009年にはJICA受託のベトナム弁護士連合会本研修が始まりました。この2000年代に関してですが、2009年3月に日弁連が国際司法支援活動の基本方針というものを策定いたしました。

日弁連としてはこういうスタンスで臨んでいるというものを少しでも紹介させていただきます。

国際司法支援活動の基本方針です。この基本方針には国際司法支援基本方針の解釈指針というものが附帯しております。これを合わせた形で紹介します。日弁連の行う国際司法支援活動も国内の活動と同様に基本的人権の保障と恒久平和主義および法の支配の理念のもとに行われるべきものとした上で、人権侵害が行われ、民主化が図られていない場合であっても、基本的人権、自由の保障の拡大という点において有効な国際司法支援が可能であれば、実施、参加するというを基本として活動しております。一方で、日弁連の国際司法支援が対象国の人権抑圧的な体制を助長する結果を招来する、正当化するという結果にならないよう配慮しながら、先ほど森寫先生の動画の中で寄り添い型支援とございましたが、まさにその考えに軌を一にして日弁連も国際司法支援の活動をしていった次第です。

次は2010年代を紹介します。積極的・戦略的国際交流を推進する期間となりました。2010年以降は、国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーをずっと開いております。2011年には国際法曹団体等主催の国際会議への若手会員派遣制度の導入があります。これは今年も続いている次第ですけれども、これによって若手会員が国際会議に出やすいシステムを作っているということになり、金銭的支援がメインになります。2011年から15年にかけてはJICAさんから受託するモンゴル本邦研修が行われました。2012年以降にはカンボジアで弁護士養成学校等での特別講義を実施しております。2012年以降ラオス弁護士会への支援をさせていただいて、これは東芝国際交流財団の支援を受け、日弁連自身の資金を原資にしてラオス弁護士会へ支援がなされました。

2014年には国際法曹協会（IBA）の年次大会を日本に招致して開催しております。そして、この2010年代では日弁連として国際戦略というものを2016年2月に発表させていただいております。次のスライドで少し内容を紹介します。日本弁護士連合会は、日本における弁護士が、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命、これは弁護士法1条に書いてありますが、これを有していることを踏まえ、法の支配の実現を目指し平和を希求してまいりました。当連合会は人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い法や法制度もますます国際化する中で今後もその使命を自覚し、これまでの歩みを基礎に国際的な信頼を築き上げるための積極的な活動を行ってまいります。世界においてはグローバル化がどんどん進んでおりますが、そのグローバル化、国際化の中で、個々の弁護士、日本弁護士連合会会員が基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命に基づき効果的に公益活動を行うとともに、活動領域を拡充できるように制度的支援を行っております。そして次の3つの基本目標を掲げ活動しております。1つ目、公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動、2つ目、弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動、3つ目、社会における様々なニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動、この3つの基本目標を掲げて、国際戦略という

ものを発表させていただいております。

2016年以降ですが、法律サービス展開本部国際業務推進センターの中に国際公務キャリアサポート部会を設置し、国際機関への公務のキャリアサポートを推進する形でやっております。2016年以降は国際公法の実務研修連続講座という形で弁護士の幅を超えて各機関先生方をお招きし、連続講座をさせていただいております。2017年にはアジア太平洋法律家協会（LAWASIA）の年次大会を日本に招致して開催しました。2017年には若手法曹国際協会の年次大会を日本に招致しております。2017年以降には、カンボジア王国弁護士会の継続教育（現地セミナー）の支援もさせていただいております。そして、これはJICAさんとの関わりとしては大きいものなのですが、JICAさんから受託している課題別研修を2018年以降実施させていただき、今年で7回目になります。少しでも内容を紹介しますと約2週間にわたって「司法アクセスの改善」をテーマとし、主にアジア、アフリカの国々の裁判官・司法省職員・弁護士会幹部の方々を対象に、日本での司法アクセス改善のための取り組みの歴史と現状を伝え、意義・重要性を理解していただき、各国に持ち帰ってもらって、各国での司法アクセス改善に充実に使っていただくという形の研修をさせていただいております。そして2019年から22年にかけては、トヨタ財団プロジェクトを東南アジア3カ国で実施させていただいております。ここにも書きました、カンボジア王国弁護士会、ラオス弁護士会、そしてベトナムで弁護士会を対象に活動させていただきました。2010年代はこんな状況です。

そして最後に2020年代ですね。新型コロナが2020年に世界中に蔓延し、国際交流活動にも影響をきたしました。飛行機も動かず、コロナになって苦しむ方々が増える状況で、対面での活動は差し控えられる状況でした。今日もZoomとのハイブリット開催ですが、オンライン実施がこのときから日弁連の活動においても取り入れられていきました。先ほど申し上げた、JICAさんからの受託の課題別研修もオンラインで実施しました。コミュニケーションの取り方はオンラインだとすごく難しく、時差問題がありました。日本での午後7時からの開催が、例えばアフリカの国では朝の時間になったりと時間の調節が非常に苦しかったり、あと電波の問題もありました。オンラインですので、電波が消えてしまう、途絶えるというように苦慮した中での活動でしたが、3年間、課題別研修をオンラインで実施しました。また先ほど申し上げたトヨタ財団プロジェクトもオンラインで実施しております。ですが、新型コロナが現在落ち着き始めて、アフターコロナとなりつつある状況となり、昨年度から本格的に対面活動が実施されております。対面活動と実際に現地に赴いて活動することに加えて、食べたり、飲んだりして、各国の状況を聞いたり、お互いに紹介し合ったりすることで、さらに活発に活動をさせていただいた次第です。一方でオンラインのメリットも併用して現在活動をしているところでございます。日弁連の活動、国際交流委員会の活動としては以上になります。どうもありがとうございます。

【ICD 村上教官】

高橋様どうもありがとうございました。続きまして、法務省大臣官房国際課国際企画戦略室 田中健太郎室長からご報告をいただきます。田中室長よろしくお願いたします。

【MOJ J 田中室長】

官房国際課の田中でございます。すでにこのセッションの予定時間過ぎておまして、法務省ではさらに要な国際協力の機関であるアジ研とICDが控えておりますので、私の方はなるべく早く進めていきたいと思っております。

今日は30年の法整備支援の振り返るということですが、官房国際課というのは6年前に出来た新参者でございます。振り返る内容もそれほど多くはありませんので、現在の営みについて若干紹介させていただきたいと思っております。

まず官房国際課が何をしているかを簡単に申し上げますと、司法外交という言葉で表せる活動でございます。2・3・4にはこの活動の内容として具体的なもの、国際会議を行う、パートナー国との二国間関係を強化する、国際機関とも連携するといったものでございます。

司法外交は何かを簡単に説明させていただきます。「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった価値を我が国から世界に発信し、浸透させる取組ということになっております。簡単に申し上げますと30年間、アジ研では60年間やっていたる法制度整備支援を司法大臣等の政務レベルで各国との間でハイライトする、外務省を中心に官邸とやっている日本の外交政策とリンクして外交文書に法制度整備支援の内容等を盛り込んでハイライトするということです。私たちは、法整備支援を行うICD、アジ研のみならず、オール法務省、刑事局、行政広報局、施設課、民事局と一緒に支えていくというところの調整役をやっております。また、法制度整備支援を世界に広げるためのお手伝いもさせていただいてます。具体的に実務は法務省の中でICD、UNAFEIがやっておりますが、相手政府との政治的なコミットメントを醸成してその活動を集約するといったことをやっております。

具体的に何をやっているかということで、国際会議と先ほど説明させていただきましたが、2021年に国連の5年に1回の最大の会議であります京都コンGRESSを開催いたしました。開催後に政治宣言（京都宣言）を取りまとめ、それを今は実施しており、3つやっているなかで紹介したいのは再犯防止準則の策定です。京都コンGRESSの成果を生かして国連の中でも再犯防止のルールを作ろうというのは日本が決議案を提出して、特に日本の保護司制度や更生保護ボランティアの取り組みをインプットし、今文言の調整をしているというところでございます。琴浦様からJICAのケニアの少年司法、保護司関係をやっているらっしゃるということをご紹介いただきましたが、この策定ができましたらその準則もキャパビルの中で用いていただければ、有機的な連携ができるのではないかと思います。

続いて2つ目の会が昨年7月に行いました、私たちは司法外交閣僚フォーラムと呼ん

でいるのですが、3つの会合を行いました。1つが、日ASEAN特別法務大臣会合で、去年日ASEAN50周年でしたので、法務省でもその会合をしようというものでございます。もう1つは、G7司法大臣会合ということで、昨年G7の議長国でしたから法務省も司法大臣会合を行いました。この売りとしましては、日本はアジア唯一のG7加盟国そしてまさに法制度整備支援30周年の信頼と実績がありますので、日本がASEANからは法務・司法分野の非常に重要なパートナーとされていることを生かしまして、このG7司法大臣会合と日ASEAN特別法務大臣会合を同時に開催し、さらに間にこのASEANとG7の閣僚、法務大臣を集めて、ASEAN・G7法務大臣特別対話の3つの会合を行いました。特に2つ目、この緑色のものが日本の法務省がG7とASEANの架け橋になるというリーダーシップ役を果たしたということでございます。

これ自体は会合なのですが、今それらの成果展開ということで、この3つを取り組んでいます。まず1つ目が、この日ASEAN特別法務大臣会合の成果としての採択されたワークプランに記載された事項を着実に実施しているというところでございます。詳細は割愛させていただきます。イコールパートナーシップの精神に基づき協力関係を深化していくということが目玉でございます。JICAの琴浦様からも対等なパートナーシップへの昇華というのをご紹介いただきましたし、CALEの村上センター長からもアジアと共発展という主旨がありました。まさに今までの法制度整備支援はベトナムと日本、カンボジアと日本、インドネシアと日本といった二国間という形になっていたのが、ASEAN全体と日本という形でやっぺいこう、そしてASEANからも学ぼうというのがこのワークプランの目的、主旨でございます。例えばインドネシアでJICAと共催して知的財産のASEANセミナーというのを行っています。これは元々JICAにおけるインドネシアでの知的財産セミナーとしてICDと一緒にやっているものですが、知的財産法のプロジェクトをよりASEAN全体に発展させるということで、ASEAN全体で知的財産法のセミナー等の活動を今行っているところであります。2つ目は、G7司法大臣会合フォーラム成果展開としてウクライナ汚職対策タスクフォースを日本が提唱して設置し行っております。こちら後ほど簡単に紹介します。あとは、ASEAN・G7法務大臣特別対話の成果展開として、ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムを定期開催しております。この主旨は、昨年せつかくG7とASEANの法務閣僚が集まったということで、ここでの対話というのを継続していこうというものでございます。ASEANの方からはG7というのはすぐ人権と言われるので法制度の部分では近寄りがない、ここは30年の信頼がある日本に橋渡しをしてほしいと。キャパビルの対象であるG7・ASEAN等は潜在的政治意識が非常に高いというところで、日本に橋渡しをしてくれというニーズがあると捉えまして、日本がリーダーシップを果たして会合をやると、ただ毎年法務大臣を呼ぶというのは大変ですので、将来の若手の司法省の職員を集めようというコンセプトでASEAN・G7の18の機関から若手の司法省関係、検察関係等の職員を集めて会合を行い、5日間で信頼醸成とかお互いのコミュニケーションの向上を図るプラットフォームを行いました。これは毎年やっていく予定でございます。

続きまして、G7の枠組みで日本が提唱したウクライナ汚職対策タスクフォースです。これはウクライナの今後の復興に向けて最大の問題というのが外なる敵はロシア、内なる敵は汚職とウクライナでは言われています。このように、最大の敵が汚職であるという問題意識から、G7および国際機関が汚職対策のサポートを今しているところですが、それぞれがそれぞれに要請をして支援を実施しているところで、それぞれ何をやっているかわからずそれでは有効な支援ができないという着眼点から、ドナーコーディネーションミーティングのような形で行っております。直近では昨月の6日7日に東京でこのG7各国とEU、ウクライナ、UNDP、UNODC、OECD、IDLO、世界銀行、JICA様等を集めて対面でテーマ別に深掘りしたディスカッション等を行い、情報ナレッジポータルというような形で今後も行っていく予定でございます。

日ASEANの関係では1つ新しい会合をやらうと考えています。日ASEAN法務大臣会合（日ALAWMM）というものでございます。昨年、特別会合として日ASEAN特別法務大臣が1回やりましたが、これ1回きりの会合にするのではなく定期的に集まるというコンセプトのもとASEANで2年に一回行われているALAWMN、法務大臣会合に日本を加えた形でやってほしいということを今年の10月の高級実務者会合に参加して提唱してまいりました。最終的に、来年の秋頃に初回の日ALAWMNをマニラでフィリピンの議長国の元でやれないかということで、今打診をしております。ここで日ASEAN特別法務大臣会合のワークプランのフォローアップ等をしていって政治的な機運を引き続き高め、維持していきたいと考えているところでございます。

続きまして、2つ目の政策、パートナー国と二国間関係の強化です。今まで申し上げたのは kongress とフォーラムといったマルチの会合ですが、マルチだけやっているのではなくて二国間関係も強化していこうということでございます。具体的には、法整備支援も進めていただいている中央アジア、今年、太平洋島国とのPALMという会議を行いました。一部の覇権主義国家の進出も著しいということで、ここのルールオブローの強化は日本の大きな外交政策になっておりますので、中央アジア、太平洋島しょ国に国際協力の場を広げていくための対話を行おうというものです。あとは、イギリスですが、G7の中での有効なパートナーとの協力関係を深めていこう。タイはまさにASEANの中で一番日本と法務分野で近い関係にあり、かつ法制度支援整備の対象国でもないのので、普段のICDやJICAさんとの交流には直接ないというところの穴を埋める形で対話をして互い信頼醸成に努めるということを取り組んでおります。ウクライナや中央アジアとも会議の開催や往来をしているというところでございます。

最後に簡単に国際機関との連携強化についてです、アジ研が従来的には60年間のパートナーであります国連薬物犯罪事務所（UNODC）に法務省の職員を派遣して、ジョイントプログラムをやっている他に、5年ぐらい前からUNDPとの関係を強化し、これまでニューヨークに人を派遣していたのですがバンコクに派遣をしております。そこでは司法アクセスの向上のためのプロジェクトなどをやっております。あとは、民商事法分野では、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）に人を派遣し、デジタルエコノミーに

おける紛争解決、国際仲裁の電子化のルール作りなどを進めております。すみません。駆け足になりましたが、官房国際課からは以上でございます。ありがとうございます。

【ICD 村上教官】

田中室長どうもありがとうございました。続きまして、国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）菅野直樹次長からご報告をいただきます。菅野次長よろしく願いいたします。

【UNAFEI 菅野次長】

ご紹介にあずかりましたUNAFEIの次長を務めております菅野と申します。今年の4月からUNAFEIの次長になりました。皆さんどうぞよろしく願いいたします。今年の3月末までは、国連薬物犯罪事務所（UNODC）のバンコク事務所に派遣されておりましたUNAFEIとの連携案件などを担当しておりました。

冒頭ですが、法整備支援30周年ということで、森嶋先生を始め諸先輩方のご尽力に心から敬意を表しますとともに祝意を申し上げます。また本日お集まりの皆さんにおかれましては、日頃からUNAFEIの活動への協力支援を賜っておりますこと、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。そして大変僭越ではございますが、冒頭30周年の振り返り、展望めいたことをUNAFEIとして少し申し上げたいと思います。

ご存知の通り、UNAFEIは国連との協定に基づいて地域研修機関として犯罪防止、刑事司法に関する研修というのを行っております。国際研修としてJICA様と協力してやっているものについて185回を数え、また汚職防止の研修についても26回を数えているというものでございます。アジ研の研修、UNAFEIの研修というのは国連における政策形成に関する議論、例えば新しい条約の策定、あるいは先ほど田中室長から紹介のあったような新しい国連準則の策定といった国連における政策形成の優先事項などを反映しながら専門家による講義などを実施しているものでございます。今後の課題、展望としましては、東南アジアにおきましては、組織犯罪、特に詐欺グループの摘発など日本人が絡んだものなども起こっていることから、そうした国際組織犯罪への対応、特に国際協力、捜査共助などといったものも優先課題となっておりますので、そうしたものを踏まえた研修、テーマの設定というものを考えております。また、国連においてはこのたびサイバー犯罪条約というのが今年の12月の総会で採択される予定となっております。そうしたサイバーというのもまた各国の関心が高いものとして研修のテーマになってまいります。

また、先ほど田中室長から紹介のあった国連準則京都モデル戦略を踏まえた研修、あるいは2026年にUAEで開催されます次のコンGRESSにおいては、強靱な社会の構築を通じた犯罪防止というワークショップをUNAFEIが担当してまいります。そのため、そうしたテーマを踏まえた研修というのをマルチで実施していくことになろうかと存じます。

す。こうしたJICA様と協力してのマルチ研修というのはこれまでUNAFEIの活動の柱となってまいりましたが、そうしたものとどまらず、地域研修、地域レベルでの協力、二国間での協力といった機会、ニーズが増えてきております。これは法整備支援の30周年法整備支援の活動が広がり、深まりを見せていくものと軌を一にしているものと存じます。例えば2000年代の半ばからは中央アジアに対する地域研修、それからメコン諸国への社会内処遇の研修といったものを実施しております。

それから、また先ほど紹介のありましたように、日ASEANの刑事司法セミナーというものを来週から始める予定としております。こちらは先ほど紹介のありましたように日ASEAN法務大臣会合の成果を踏まえたものということで、捜査共助、これは組織犯罪などの問題に対処するためのテーマ、また東南アジアにおける過剰収容対策ということで犯罪者処遇のテーマを設定する予定となっております。

そして、二国間についての支援についてもニーズ機会というのが増えてございます。先ほどJICA様から紹介のあったケニアの研修については、また後ほど少し触れますけれども、それ以外にも国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力しましてフィリピン、マレーシア、カンボジア、東ティモールなどを対象とした二国間の支援が増えております。これは2015年に法務省の職員、柴田紀子検事、松本剛検事といった先輩方が派遣されてUNODCとUNAFEI、法務省との連携が深まる中で活動する機会が増えたものとなっております。官房国際課が設置されて、戦略的に国際機関に対する派遣というものを進めていく中で、UNAFEIとの連携、シナジーが生まれているということがございます。以上ちょっと駆け足ではございましたけれども、この30年の振り返りと展望を見たことを少し申し上げた次第です。いずれにしましても、こうした法整備支援連絡会や法整備支援のための戦略協議の場といった機会を捉えまして、皆様と連携協力といったものをさせていただきたいと存じます。

それでは時間も限られておりますので年次報告について若干申し上げたいと思います。多国間（マルチ）の研修、地域別研修、それから二国間（バイ）の研修、そして若干ハイライトめいたものをご紹介します。マルチの研修ですが、昨年の法整備支援連絡会後に第17回グッドガバナンスセミナーを昨年12月に行っております。17回にわたって東南アジア、ASEAN諸国を対象としてガバナンス、汚職問題などに対処するための研修というのを行ってきたところではありますが、日ASEANの刑事司法セミナーが新たに立ち上がることから、グッドガバナンスセミナーとしては一旦幕を閉じるということになっております。その後、国際高官セミナー、こちらはネルソン・マンデラ・ルールズ、国連準則の実施を中心に据えたテーマとして実施しております。また、仏語圏のアフリカを対象とした地域研修というものも実施してございまして、昨年2月に行っております。

2023年3月に第3回再犯防止・被害者保護研修を行っており、新年度からは国際研修の刑事司法としては人身取引をテーマとした研修、それから犯罪者処遇の研修というものを今年の9月に行っています。犯罪者処遇の研修ですが、こちらは矯正施設内での不適

正処遇や腐敗の防止というものをテーマに掲げております。これは午前中ウクライナから要請のあった刑務所支援にも堪えうるテーマともなっておりますし、また法務省全体とは言いませんが、矯正施設におけるアビューズ、虐待とか利益衝突、汚職に対するテーマにも応えうるコンテンツになっているかと思えます。今後、ウクライナの支援に応えていくことができればと考えているところでございます。

続いてまた後ほどハイライトとして少し紹介しますが、国際刑事裁判所（ICC）、元UNAFEIの所長であります赤根判事が所長となったICCとの協力ということで共同セミナーを9月の末、10月初めに実施しております。また、汚職防止研修ですが、先ほどJICA様からご紹介ありましたように、こちらにはウクライナからの参加者4名を増やしての研修ということになっており、また後ほどご紹介申し上げます。そして日ASEANの刑事司法セミナー、来週からいよいよ始まりますが、捜査共助に関するテーマと犯罪者処遇に関するテーマの二本柱で実施するものとなっております。

続いて二国間の研修協力等についてご紹介いたします。こちらに上がっているのは先ほど申し上げた東ティモールの刑務所支援に関するものでございます。二国間支援ではカンボジアの社会内処遇としまして仮釈放制度の定着、運用に向けた取り組みというものを支援しております。また東ティモールの関係では、暴力防止プログラム、刑務所における処遇のプログラムが不十分であることから、そうしたプログラムの策定、定着への支援といったものを行っており、それぞれ今年の夏、7月、8月にはカンボジアと東ティモールの現地セミナーを行い、また11月つい先週まで東ティモールの関係者がこちらに来ていたという次第であります。この他にも、フィリピン・マレーシアの矯正保護についての現地セミナーなどを行っております。これらはいずれもUNODCのバンコク事務所との連携案件というふうになっております。

それ以外に二国間の関係で申しますと、法務省の予算で行っているのがベトナム最高人民検察院との協力案件、それから先ほどJICA様からご紹介のありましたケニアの児童・若者者の犯罪防止、更生に関するプロジェクトになります。

今年のハイライトとして少し申し上げますと、1つは先ほど申し上げましたICCとの共同セミナーでございます。ICCとは2022年に協力覚書を結んでおります。その中には研修の実施といったものが挙げられておりまして、今回はそのフォローアップの第1回ということで共同セミナーを行っております。今回のテーマですけれども証人保護をテーマとしたものになっておりまして、カンボジア、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムといった東南アジアの国については、UNAFEIがアウトリーチしてハーグに連れていくというふうにしております。と申しますのもこうした東南アジアの国々というのは、ICCの影響力が低いとされているところでもありまして、そうした非加盟国が多い東南アジアへのアウトリーチをUNAFEIが担ったということでICCからも大変感謝されたという案件でございます。

続いてウクライナの汚職対策支援というふうにハイライトしてございますが、これは11月に行った第26回汚職防止刑事司法支援研修にウクライナからの参加者4名を迎え

たというものでございます。小泉法務大臣のウクライナ訪問を踏まえてのフォローアップということで実施したのですが、ウクライナの歓迎会においてはスピーチをしまして日本とウクライナの鉄の絆というものをハイライトして今回の支援に対する謝意が述べられております。また汚職対策について、欧米諸国はカントリービジットなどを多く実施しているとされていますが、それについてはいずれも3日、4日といった比較的短いものでUNAFEIの研修のように1ヶ月といった長い期間じっくり腰を据えて人間関係を作る研修というのはとても貴重な機会だというふうに感謝が述べられていた他、ウズベキスタン、カザフスタンといった国々も研修に参加しているので、そうした国々からの学びの機会にもなったというふうに言われております。

続いて少し毛色の変った案件としてご紹介するのが、サウジアラビアとの協力というものでございます。サウジアラビアには治安科学大学（NAUSS）というものがございまして、そこはUNAFEI同様のPNI機関で姉妹機関のようなものになります。そこは内務省の所管でございまして、関係者特に矯正局長以下、刑務所の所長レベルが日本に來まして府中刑務所や東日本矯正医療センターを訪問、UNAFEIにおいて講義を実施しました。またそのお礼というわけではありませんが山内所長がサウジアラビアに招かれ、NAUSSの卒業式やPNI会合といったものに出ております。NAUSS、サウジアラビアとの協力については現時点では具体的なMOUや協力プログラムといったものが想定されているわけではありません。文化や歴史といった様々な面で異なる背景があるのでじっくりと腰を据えながら関係構築していこうというふうに考えているところです。

そして最後になりますが、ケニアの社会内処遇、若者の犯罪防止に関するプロジェクトでございまして。先ほど既にご紹介いただいておりますので詳しくは立ち入りませんが、カウンターパートのトップであります保護局の局長というのはUNAFEIの卒業生でございまして。先方との関係構築、特にハイレベルでの関係構築といったところではUNAFEIとしても協力、サポートできるのではないかと考えております。

最後に少し出版物の宣伝でございまして、いわゆるリソースマテリアルという研修参加者の論文などを取りまとめた文書を毎年発行してございまして、英語で出しているものばかりだったのを昨年から日本語版を出すようにしており、第2巻というものを発行いたしました。以上甚だ駆け足でございまして、UNAFEIからの活動報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

菅野次長どうもありがとうございました。続きまして、法務総合研究所国際協力部長建元亮太よりご報告いたします。建元部長よろしく願いいたします。

【ICD 建元部長】

法務総合研究所国際協力部長の建元と申します、よろしく願いいたします。時間も押していますので、早速内容に入りたいと思います。

まずこちら1枚目のスライドですが、こちらはICD、国際協力部が今までに実施してきた支援の概要を記載しているものになります。ここに記載の通り、アジアの諸国に対して法制度整備支援活動を実施してまいりました。

次のスライドですが、これは今現在ICDにおいて実施している法整備支援活動で10カ国に対する支援を実施中でございます。太字で記載したものがJICAの技術協力プロジェクトでございましてJICAの技術協力プロジェクトに対する支援協力を中心としつつ、それ以外にもICD独自の活動として、現地セミナーや共同研究等も行っているところ です。

続きましてこちらのスライドですが、JICAの技術協力プロジェクトに派遣されている長期専門家をまとめたものでございます。現在、法務省からはベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアの4カ国に合計7名の検察官等を派遣しております。いずれもICDの教官を経験させた上で現地に長期専門家として派遣しているというものになります。

続きましてここからは今年度の活動になります。まずは、今年度の4月から9月まででございまして、黄色く塗ってあるのが現地調査や現地セミナー、いわゆる海外に出張をした案件。そして緑色が本邦研修や共同研究といった海外の研修員を日本に招いての研修となっております。

続きまして、9月以降本日現在までということになります。昨年度あたりからコロナの影響、制限というのも収まりまして、今年はこちらの通り非常に海外出張また本邦研修等の案件が多くなっておりまして非常に多忙な状況となっております。

続きましてここからは法制度整備支援の30年の歩みについて、簡単にまとめたものになります。ベトナムから始まった法整備支援がアジアの各国に支援対象国が広がっていくといった流れの中で2001年に我々のICDが設立されたということになります。

2013年には法制度整備支援に対する基本方針、政府の基本方針の改訂版というものが出されまして、この中でいわゆる日本への裨益、いわゆる日本企業の海外展開に有効な投資環境整備といったような視点が打ち出される、またミャンマー、バングラデシュなどが重点支援国に含まれたということもありまして、その後ミャンマー、バングラデシュの支援というのも開始されております。そして2018年ですけれども、法務省における国際部門の司令塔として大臣官房国際課が新設されまして、先ほど国際課の田中室長からの報告もありましたけれども、司法外交の推進というのが始まっております。それ以降、スリランカに対する支援なども始まりましたが、新型コロナによってしばらくは海外との行き来ができなくなって、オンラインセミナーなどでしのぐ時期というのが続きましたが、昨年度あたりから平常に戻っているという状況になります。

こちらのスライドは、今年度の活動のうち、新たな取り組みとなっているものについてまとめたものになります。まず新たな支援の対象国として、キルギスやフィジーに出張いたしましたし、先方の要望を聞き取るなどの活動を行いました。その他ウクライナの関係ですとか、8月9日にはASEAN関係の活動も行いました。今までICDは伝統的には二国間支援が中心でしたが、ASEANというマルチ、多国間の枠組みでの活動も行ってい

るというものであります。

最後に、以上の30年の振り返りや今年度の活動を踏まえて、今後の課題、展望等について若干いくつか考えたことを取り上げてみました。この点は、この後のパネルディスカッションでも議論していただくことなので、私の方では項目だけ簡単に申し上げます。1つは司法外交の推進に伴って支援対象国が拡大しているという点です。今までアジアだけだったのがウクライナやフィジーといったアジアの外の国にまで広がってきているという状況です。2つ目が支援ニーズの多様化、それから現代的課題への対応ということで、支援ニーズが多様化しております。特にAIの活用、デジタル化といった現代的課題についての支援の要請も増えております。また、グローバル化の進展の中で、ビジネスと人権のように多くの国が共通して抱えている課題というのも増えてきております。3つ目が支援対象国の法・司法制度の発展ということです。支援対象国の発展によって、国によっては出口戦略を考える時期に来ているのではないかと。支援を終了した場合にその後の協力関係のあり方としてはどのようなことが考えられるのかといったことも今後の課題として検討していかなければならないと考えています。最後に、成果の測り方説明の仕方ということです。昔から言われていることですが、法整備支援はなかなか定量的な評価のしにくい分野でありまして、成果が説明しにくい。良いことはしてるねということは言ってもらえても、いわゆる予算を確保するとか、政策評価の場面などでは、非常に説明が難しいこともございます。そういった課題もあるかと思いました。以上についてはまたこの後のパネルディスカッションでも議論していただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からの報告は以上で終わりにします。ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

どうもありがとうございました。それではこれより休憩に入ります。この後のパネルディスカッションですが、予定の時刻を過ぎておりますため、大変申し訳ございませんが、15時05分に再開いたします。そのお時間までにこちらにお戻りいただけますようよろしくお願いいたします。皆様ご協力いただきましてどうもありがとうございます。

～休憩～

【ICD 村上教官】

それでは、これよりパネルディスカッションを開始いたします。皆様、進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。これからの時間は、2つのテーマについてディスカッションをしていただきます。

最初に、パネル1「法整備支援の今後の展望」についてです。モデレーターは、法務総合研究所国際協力部副部長野瀬が務めます。また、パネリストはJICAガバナンス平和構築部次長岩間様、日本弁護士連合会国際交流委員長外山様、法務省大臣官房国際課 松本課長の3名です。それではモデレーターの野瀬副部長よりよろしくお願いいたします。

【ICD 野瀬副部長】

はい。それではモデレーターを務めさせていただきます野瀬です。どうぞよろしくお願
いいたします。まず、プログラムに沿って岩間様、外山様、松本様の順に「法整備支援の
今後の展望」についてどのように考えておられるかをご発言いただいた後に、クロスで質
問をさせていただきたいと思います。それでは岩間様どうぞよろしくお願いいたします。

【JICA 岩間次長】

国際協力機構ガバナンス平和構築部でガバナンスを担当しております岩間と申します。
私はこのポジションにこの3月から参りまして、今回対面で参加させていただくのは初め
ての機会となります。このような機会を頂戴いたしまして大変ありがとうございます。以
前はオンラインでベトナム駐在中に参加し、ヒアリングをさせていただいたことがござい
ました。

改めまして最初の点でございますけれども、法整備支援に求められる役割、今後の展
望、出口戦略という大変大きなトピックをいただいております、かつトップバッターで
発言をさせていただくことに大変僭越だというふうに認識をしておりますが、行かせてい
ただきます。

法整備支援30周年にあたりまして、まず法務省、日弁連、関わっていただきました先
生方、ICCLCの皆様、多くの関係者の皆様に改めて御礼申し上げたいと思います。ち
なみに今年ODA70周年でもございまして基本法の起草支援を中心に寄り添う形で実施
をしてまいりました法整備支援というのは日本の国際協力のフラッグシップの1つという
ふうに申せるのではないかとというふうに私どもも深く認識しているところでございま
す。

振り返りますと、法整備支援が始まった90年代というのも非常に激動の時代でござい
まして、旧社会主義国の市場経済化支援やポスト紛争国支援というのが重要な開発の課題
となりまして、そのような中でベトナムやカンボジアの法整備支援も開始されたというふ
うに認識をしております。ただ開発屋として30年弱この分野を見させていただいており
まして、大変恐縮ですが私見ですけれども申し上げますと、開発を巡る状況というのは、
以下申し上げます6つの点で大きく変わってきたのかなというふうに思っております。

まず1点目ですが、途上国の大半の国が中所得化してきているということでございま
す。今年の世界銀行の世界開発報告によりますと、2023年の末の時点で108カ国が
既に中所得化していると言われております。これによりニーズが当然変化し、高度化、複
雑化してくるのかなというふうに拝察をしております。

2点目ですけれども、私がこの仕事を始めた頃は開発のアジェンダが国際場裏での外交
の議論にあまり乗ってくることはほぼなかったもので、少し切り離されたようなところがご
ざいました。昨今では国際的な外交課題の多くが開発の課題と結構重なってきているのか
なというふうに感じております。コロナも始まり、気候変動のような国際公共財をどう供
給していくのかといった話が出てきているというところでございます。

3点目は私どものパートナー国でもあり、少し言葉は良いか悪いかというのはあるので

すが、グローバルサウスと呼ばれる方々のプレゼンスの拡大があるというふうに認識をしております。こちらは松本課長にお譲りしますが、各種国際ルールの交渉における発言権や決定権を巡る、求める動きもあります。中国などに対して代表されるようにドナーとしてのプレゼンスの高まりというのも指摘できるかというふうに思っております。

4つ目ですけれども、皆様午前中のプレゼンテーションで言葉尻には出てきているのですが、今回のウクライナの件もありますけれども、権威主義化、地政学的緊張の高まり、民主主義の後退というようなことが言われておりまして、開発を巡るドナー間、国際機関と話をしても明示的にそういうような言葉がまた返ってきているというような状況がございます。

最後にすみません。6点と言ったんですが5点にまとめて申し上げます。この30年間で大きく変わったのがODAの価値が相対化しているというところはまた言えるのかなというふうに思っております。開発途上国向けの資金のフローでは、民間資金が飛躍的に増加いたしまして、その分、相対的にODAの占めるポジションが小さくなった国が大変多くなりました。これは中所得化というのと連動しているというところもあるように思います。

これらを踏まえまして今後の法整備支援について思うところを述べさせていただきます。大きくは2つでございます。支援ニーズや国の広がりの中で、先ほど申し上げましたODAの価値が相対化している、要は公的資金というものの価値が希少なものとなっている中で、この希少なものをどうやって使っていくかということかなというふうに思っております。従来の支援対象国も経済発展や社会環境の変化によって中所得化して、また先ほど来もいくつかありましたけれども、基本法以外での法改正等に対するアドホックでタイムリーな助言を求める傾向というのが少し出てきているのかなというふうに思いますし、AIやデジタル活用などの言及も見られます。また、People-Centered Justice といった言葉も支援対象国からかなり聞こえてきている状況でございます。内容面では司法アクセス、ビジネスと人権、汚職といったような分野にニーズが広がってきているというところがございます。従来の法制度整備支援の強みである相手国に並走型の法令の整備運用改善や人材育成という、これまでのアセットを生かしつつ、どう人々の現実のニーズをより効果的に満たすためのシステムに繋げていくかというのが重要になってきているように認識をしております。私どもとしましても司法アクセスについては、バングラデシュで調停制度のプロジェクト開始をしておりますし、ビジネスと人権についても課題別研修を開始しております。

2点目ですけれども、アセットの活用と出口戦略というお話もあるのかなというふうに思っております。これまでの法制度整備支援と並行して培っていただいたネットワークや関係値といったような資産を法務省さん始め関係省庁様、学識経験者の皆様、法曹会の皆様と重層的なチャンネルを介したパートナーシップにどう繋げていくのか、それにODAをどう使っていくのかということかなというふうに思っております。3つぐらいあるのかなというふうに思っておりまして、法務省様で司法外交軸にやられている戦略的司法対話の高

級実務者レベルでの課題みたいなものを取り囲むような形で我々の持っているリソースと法務省さんのリソース、あと学术交流や留学生みたいなものと日弁連さんと各国弁護士会の連携などをどう組み合わせるとしてはこういう形でこの国やこの地域と関係性を結んでいけばいいパッケージなのではないかといったことを連絡会のような場で議論していくというようなことが考えられるのではないかなというふうに思っております。また、法整備制度支援以外の領域でもODAを使った支援が成熟していく段階に達している領域もあります。そういった領域ではこれまでの支援対象国と第三国に対する共同で一緒に働く、ナレッジシェアをやっていくプラットフォーム型の取り組みのようなものも展開しているケースがございます。それも1つのアイデアとして検討する価値もあるのかなというふうに思っております。

あと最後に先ほど中所得国化というふうに申し上げましたけれども、世界銀行の開発報告は中所得国の罨というテーマだったのです。要するに、罨を抜けるのはかなり大変だというトピックでございました。そこにも関係してくるのですけれども、例えばインドネシアがOECD加盟を目指して今一生懸命ロードマップをクリアして目標年次までにそこに達するかといったようなことを考えられていると思います。そういったところに日本として協力できる場所はどこなのかといった形での支援や共同歩調を取っていくような台湾に向けた支援はどうかと考えている次第でございます。

最後にご参考ということではございますけれども、JICAの置かれているコンテキストのご説明をいたします。JICAはもう開発屋ということで途上国の開発効果を実現するということが第一義ではあるのですけれども、併せて日本の地域の問題や日本の抱えている問題とのウィンウィンを達成することができないだろうかということで、いわゆる日本への還流みたいなことも求められてきております。今、取り組んでおりますことの1つとして、JICAというのが日本で最も外国の方と接する知見を豊富に持つ機関であるということで外国人人材の受け入れや多文化共生といったようなものに関する取り組みも開始をしております。簡単なものから申しますと、開発教育や自治体さんの多文化共生政策へのインプットといったものがございます。こちらに今日いらしているJETROの山田さんにもご支援いただいておりますけれども、責任ある外国人労働者受け入れプラットフォームは法整備支援の埒外ではあるもののJICAが独自に連携をしまして、外国人労働者の方にとっての情報共有の場、共助の促進、困りごとの相談、また企業さん側にはビジネスと人権における協働の場として機能をするようなプラットフォームを提供させさせていただいております。ご参考までにご紹介させていただきました。すみません、少し長くなりましたが、以上でございます。

【ICD 野瀬副部長】

岩間次長どうもありがとうございました。それでは外山先生お願いいたします。

【J F B A 外山委員長】

ご紹介いただきました、日本弁護士連合会国際交流委員会の外山と申します。本日は法整備支援の30年ということなのですが、私自身のことを振り返ってみますと、私が活動に初めて参加させていただいたのはちょうど2000年にカンボジア弁護士会に対する支援をJICA様からの資金をいただいて始めたというのが初めてでしたので、30年に少し欠けますけれども25年ぐらいになります。その時の活動で当時カンボジアにはなかった弁護士の養成校を作るということがメインの目標でした。弁護士養成校ができる前はカンボジアの弁護士は内戦で虐殺されたりして100人もいないと言われていたのですが現在は2000人になっています。この25年というか30年がカンボジアの弁護士をそこまで持ってきてくれたんだなということを今一つ感慨深く思っています。

それでは、今後の法整備支援はどうあるべきかという今日のテーマなのですが、今までの関係諸機関の方々のご尽力によって、いわゆる条文としての基本法というのは少なくともメコンの地域では作られてきたのかなと思うのですが、当然ながら法律の条文というのは六法全書の中に書かただけでは何も意味がありませんし、ましてそれが政府関係者あるいは裁判所や検察庁の方だけが知ってて使えても意味がないわけですし、一般市民にまで届き一般市民がそれを具体的に活用できるようにならなければ、法律としての意味はないわけですので、今後は特にやはり今日も上がっていますけれども、司法へのアクセスということは極めて重要になってくるのだらうと思っています。司法アクセスといいますがそんな綺麗に分けられるわけではありませんけれども、大きく分けまして一般市民に対して司法・法に関する制度や内容の情報を伝えるといった社会への普及面の問題。それから実際一般市民がその法を使いたいと思ったときに、自分ひとりではなかなか使えないので弁護士を利用してもらう、その弁護士の能力向上、弁護士制度の整備、発展といったこういう大きく分ければ2つの面があるのかなと思っています。

先ほど当委員会の高橋弁護士の方からご紹介させていただきましたトヨタ財団の支援で最近カンボジア、ラオス、ベトナムに対して行った支援活動というのは、まさにこの司法アクセスに焦点を置き、今の面で言えば社会への普及面というところに重点を置いた活動であります。例えば具体的に申し上げますと、ラオスではたくさんの司法機関を集めて会議を行いました。カンボジアでは、2ヶ所の国内の大学で大学生を相手に弁護士の役割や法制度に関するセミナーを開催しました。ベトナムでは、弁護士過疎地域での弁護士の活動についてのシンポジウム等を開催しました。もちろん弁護士や弁護士会に対する支援も重要ですので、最近ではカンボジア弁護士会が主なのですが、弁護士に対する訴状の作成、要件事実、保全処分のやり方といった実務的なことに関するセミナーを実施したりしています。また、これも先ほどから出ておりますけれども、JICAさんからの委託で最近ではアジア、アフリカ各国の司法関係者、弁護士会関係者に対して司法アクセスの制度構築に関するセミナーをやっています。

今後何をやったらいいかということなんですが、司法アクセスというのは非常に良い様々なものがあります。ぱっと思いつくだけでも先ほど申し上げましたような弁護士に対

する特に実務能力、法の運用能力改善のためのセミナーの開催も重要でしょう。これは弁護士の能力向上でもあり、もう1つはやはり途上国では必ずしも弁護士の収入や業務基盤もあまり確立していない場合が多いので、そういうものの確立、向上にも繋がっていくんだらうと思っています。それから法律扶助制度、当番弁護士制度、司法過疎対策といった途上国でも十分弁護士にアクセスできない方に対する制度の構築、運用支援といったようなことも考えられます。それから先ほどカンボジアで大学生に対してセミナーをやったと申しあげましたけれども、実は途上国では弁護士の人気、弁護士になりたい人が必ずしも多くない国もございます。例えばラオスなどではせっかく統一司法修習制度ができたのですけれども、卒業生の中で弁護士を志望する人がすごく少ないというような話も聞いています。やはり法学部生や広い意味での若い人たちに対して弁護士の魅力あるいは司法を利用することのイメージといったものを伝えていくということもいろいろな意味で大事なことかと思っています。また、弁護士会の運営ということも大事なので、いわゆる懲戒や弁護士会が適正に運営できているということも重要だらうと思っています。そういったようなことをいくらでもやることはあるのかなと思っています。

ただやることはたくさんあっても、対象国といえどどうしても我々の力からすればアジアを中心にならざるを得ないのかなとは思いますが、コロナ禍のときは先ほど高橋弁護士がご紹介いただきましたが、アフリカに対するセミナーも実施できましたので、必ずしもアジアに限定しなくてもできるのかなと。また、岩間次長のお話にもありましたけれども、できれば既に支援対象先進国と言っていいのかどうか分かりませんが、カンボジア、ベトナムなどの国の人たちも我々のパートナーに巻き込んで一緒になってアフリカのどこかの国に対する支援をするといったようなことも検討していけたらなというふうに思っているところです。

出口構想に関しては実は我々あまり心配はしておりません。セミナーですと今は日本側が講師になって一方的に伝えるという形態になっております。しかし、だんだんとセミナーの内容も実務的になってくれば、例えば判例について検討したいとなった際に、日本の判例がカンボジアの判例と比較検討できないかといった、なにせ民法はほとんど同じなわけですから同じような論点にぶつかるということも当然あるわけですから、そのような内容になってくれば、当然内容自体も相互的なものになりますし、あるいはカンボジアの判例や研究から日本の方にインプットをいただくということも出てくるだらうと思います。特に意識しなくても、一方通行の支援から相互的な交流、情報交換に変わっていくのではないかと思っています。

また、少し卑近な話かもしれませんが、コストの負担という意味でも、全て出していた時代からすれば会場費は向こうが持ってくださいよ、こちら側は講師だけを派遣しますよといったような形で少しずつ相手との意見も伺いながらコストも相手にも負担していただくというように変えてきています。そのようなことからしても自然に交流という形になっていけるのではないかなと。シームレスに対応できるのは我々の力は小さいですが、柔軟性があるということをやっていたらなと思っています。ありがとうございました。

【ICD 野瀬副部長】

はい。外山先生どうもありがとうございました。それでは、松本課長よろしくお願ひします。

【MOJ J 松本課長】

法務省官房国際課長松本でございます。今お二方の発表でほぼほぼ論点を網羅されたような気がしますので、ごく簡単にお話申し上げたいと思います。

これまで本日も様々な話題に出ましたけれども、法務省は司法外交を推進しております。これは毎年の骨太の方針と政府の重要文書にも書かれているもはや政府全体の重要政策になっていると言っても過言ではないと思っております。この司法外交と法制度整備支援の関係ということについて改めて申し上げておきたいことが1つあります。それは何かというと、司法外交の中核というか原点、これがまさに法制度整備支援なんだと。法制度整備支援、法曹研が60年、30年と積み重ねてきたその活動、それによる信頼、こういったものが司法外交を推進する原動力になり、実際そういうものとして発展してきたということに改めて強調したい。つまり、法務省全体としては法制度整備支援活動を非常に重要視しているということでもあります。

このことからですね、大体3つぐらい言えると思います。1つは、まさに今申し上げた通り、法制度整備支援活動が司法外交の原動力、ダイナモ、ドライビングフォースになっているという事実であります。つまり、これは止まることはない、止めてはいけないと我々は認識しています。ここで得た諸国からの信頼そして実績、それによる我々自身の自信、こういったものが司法外交をさらに広げていくパワーになると、そういった位置づけにあると私は思っております。2点目。当然のことながら、司法外交の中核である以上、司法外交全体がどちらに進むかということによって、法整備支援活動自身が影響を受けると思います。具体的に申し上げますと、既に本日も話題に出ておりましたけれども、法務省の国際課の活動がきっかけになって始まった、あるいは始まりつつあるウクライナの支援、フィジーの支援といった新しい地域への活動ということが挙げられるかと思っております。3点目は、それとは逆つまり法制度整備支援の現場の活動が司法外交の全体の方向性に影響を及ぼすということもあると思っております。つまり、司法外交といっても別に空中戦だけをやってるわけではなく、法整備支援の現場の活動の情報、そういったものも非常に重要な情報の基礎としておりますので、JICA、ICD、日弁連、アカデミアの皆様が活動の結果、あるいは活動状況というものを吸い上げた上で方向性を考えるという関係にもあります。官房国際課が推進している司法外交の動き、それと法曹研が推進している法整備支援の活動、あるいは関係機関の皆様が推進してくださっている法整備支援の活動これが相互作用的に相まってどちらの方向に進んでいくのかが決まっていくのだろうなと。そういうことを考えますと、こういった法整備支援連絡会のような機会という極めて重要で、我々としても皆様と意見交換させていただくというのを非常にありがたく、かつ重要なものだと考えております。

もう1つ言いますと、あえて司法外交的なのか法務省的なポジショントークをさせていただくと、司法外交の観点から言うと法整備支援をこれからどうしていくべきかと。司法外交の取り組みは、法の支配や基本的人権の価値、こういったものを世界に発信して定着させていこうという動きですので理論的には終わりはないわけですね。つまり、地理的には西へ東へとどんどん広げていく「べき」で、分野的にも民商事法にとどまらず、法務省の所管あるいは日弁連等も含めて、法務省分野全般に広げていく「べき」ということが言えるのかもしれませんが。当然のことながら、そこにはリソースの制約というものもありますし、何でもかんでもやるとっ散らかって中途半端にやって食い散らかして終わりというのでは全く意味がないので、そこにどうしても選択と集中という判断が必要になってくる。そこで我々の重視しているツールとしては、先ほど室長の田中からも紹介がありましたけれども、戦略的司法対話という手法、枠組みを開発しました。日本と重要な国、地域との間の対話の枠組みというのを設けて、定期的の実務者レベルでの往来をして、相互理解等、場合によっては支援ニーズ等を刈り取っていくと。こういうスキームがございますので、そこでもし適切な日本が支援するに適したニーズというものが見つければ、そこを種として皆様で取り組んでいただく。先ほど岩野次長が言われたようにオールジャパンでやっていく重層的な支援というものを展開していくことができれば、分厚いかつ価値のある支援ができるのではないかなということを思っております。

もう1個申し上げたいのが、リソースの活用という意味でいうとやはり出口戦略というのは避けて通れない話題だと思います。これまでも皆様のお言葉の端々に出ていた出口戦略、あるいはイコールパートナーシップへの昇華、こういうような形でございますけれども、これを進めていかないとリソースが尽きてしまうというところもあります。出口戦略自体は、はっきり言って10年前、15年ぐらい前からずっとこの場でもおそらく語られ続けていたテーマではありますが、ある意味15年前はまだまだ先のことだよなという感覚であったのではないかと推察します。ただ、現在、実際に支援対象国の中所得国化が進むというような状況、岩間次長が紹介されたような様々な国際情勢などを踏まえるとそろそろ具体的に検討する次のステップを考える時期に来ているのではないかと思っております。私からは以上です。

【ICD 野瀬副部長】

松本課長どうもありがとうございました。このパネルの全体の時間が40分で結構押しではいるのですが、ここで次のテーマに移ってしまうとお前は何のためのモデレーターなんだと言われてしまいそうですので、お一人に1つずつ、きっかけとしてご質問させていただきたいと思います。まず、岩間次長に対してですけれども、先ほど公的支援をどこに使うかですとか松本課長からリソースの問題について言及がありました。JICAは日本では最大の途上国に対するドナーだと思います。感覚的なものとか具体的な数字までではなくても良いのですが、法・司法分野にJICAが投入できる資金というのは減ってきてるんでしょうか。あるいは、アジアにおける全体のポジションは変わらなくても、アジア

における資金投入については年々厳しいという感じなのか。あるいは、アジア以外の国、例えばウクライナですとかアフリカより予算や資金が付きやすい状況にあるのか、その辺のトレンドについて何かお答えできる範囲でお答えいただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

恐ろしい質問をいただいておりますJICAの岩間でございます。確かに一般会計からいただいているJICAの予算というのがここ数年大変厳しくなっております。法整備ということ如何に関わらず、全体のパイが小さくなってきているところが前提でございます。その中で我々はどちらかという地域や国に割っていきながら、地域や国の交渉の中で国別に重点方針みたいなものを決めて、そこから外務省さんにもご相談しながらやっていくわけでございます。その中でガバナンスが、例えばベトナムやインドネシアですごくプライオリティが下がっているといったようなことは我々も中で一生懸命営業しているのではないのですが、ただ全体のポーションの縮小の影響というのは大きくあります。やはり、トランスフォームして行って、いかにコストがかからない形で今のアセットを生かしつつ大きく価値をもたらしていくかというところの発想の転換は必要なかなというふうに思っています。ちなみにですけれども、民主主義がどうのこうのとみんな危機感があるので最近どうなってるのかなと思ってOECD DACという開発援助ドナーのサイトをここに来る前に探ってきたんですけれどもガバナンス全体がどうかっていうことの中でのlegal and Justice developmentに対する資金が、どういうわけか急激に右肩下がっており、相対的に日本のプレゼンスは上がってるのかなと思って見ておりました。しっかり裏が取れてはいないのですが、そういう意味で日本がこれからやることというのは、ある意味重要性はさらに増しているのかなというふうに思っておりますので、少ないお金でも頑張れば良くなるという未来の展望だけを少しお示しして一緒に頑張っていたいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。法・司法分野の世界全体の拠出が減ってるのが良いか悪いかは別にして、日本のポーションが上がることは喜ばしいことなのかなと思います。次に、外山先生にお伺いさせていただきます。弁護士会同士の交流といいますか民間と民間セクターと民間セクターの交流という観点についてお聞きしたいのですが、国側からのアプローチ、例えばJICAの支援を通じた法務省からのアプローチとの相乗効果についてどのようにお考えかという点と、その国に働きかけて制度や運用を変更していくということに比べて、どういった困難があるのかということについて少し難しい質問だとは承知していますけれど、ご経験あるいは今後のご展望等あれば教えていただきたいなと思います。

【JFBA 外山弁護士】

難しい質問をありがとうございます。最初の点はなかなか答えづらいのですけれども、

各地域国によるのですが残念ながら弁護士会がカウンターパートになっていない国もあります。そうしますと、なかなかプロジェクトに弁護士会関係者は参加できない、参加するとしても非常に補助的な関係でしか参加できないことがあることは事実です。ですが、それは国と国との約束事の関係なので仕方がないこととした上で、我々とする法整備支援、国と国との関係でやられているプロジェクトの中でいろいろ出てきた教材や情報は守秘義務とか多分ないんだろうと思いますのでもちろん使わせていただいて、それを使って弁護士会に対してセミナーを行うといったことを今やっています。それはすごく助かっていますし、場合によっては現地のプロジェクトチームの方に一部講義も担当していただいたりするということもあるので、そこは現場でうまく協力しながらやっていけば非常に僕は効果があるのではないかと考えています。

次の2つ目のご質問なのですが、これも確かに必ずしも国というか向こう側の政府機関がカウンターパートだからといってもすぐ打てば響くような関係のところばかりではないと思うのですが、民間ですと余計にそういう約束をしてもなかなか次のコンタクトは来ないとかっていうようなことが多いことも事実です。逆に、先ほどの話と少し重なるかもしれませんが、民間同士というのはその人があまり頼りにならないのなら別のところをカウンターパートにする、あるいはその弁護士会がカウンターパートなんだけれども一緒に他のNGOにも協力してもらおうというような形でいろんな関係者を巻き込んだりしやすいです。民間だけではなく弁護士会を通じてその地域の警察なども巻き込めるといった場合もあるので、そういう柔軟性をうまく使いながらやっていくというところで頑張るしかないのかなというふうに思っています。

【ICD 野瀬副部長】

どうも外山先生ありがとうございました。確かに岩間次長のお話でも *people-centered justice* の話があって、グラスルーツ的なアプローチというか民と民との交流というのは今後ますます重要性が増えていくと思いますので、プロジェクトなり、法務省とご協力できる部分があればというふうに思っています。すみません、松本課長にお聞きしたいのですが、先ほど来いろいろな方がドナーとレシピエントの関係からイコールパートナーシップへのという話がありました。松本さんも行かれてたベトナムですともう30年になりました、いろんな人の重層的な人脈ですとか、そもそも日本人がベトナム法をよく知っているとか、そういった無形のアセットのようなものがあると思うのですが、それをまずどういうふうに吸着させるか。つまりJICAのプロジェクトというのはいつか終わるわけですし、そうするといきなりドンと終わるのではなく、そういった今まで培った歴史やアセットというのをどういうふうに日本側として活用していくかとか吸着していくかということについて、まさにその戦略的司法対話というか国際課の司法外交的な側面で見ると、ここはどういうふうにやっていけば良いとお考えでしょうか。

【MOJ J 松本課長】

なかなか難しい切り口での質問でございますが、逆に言うとプロジェクトオフィスが続いていけば、そういったオフィスに蓄積されたノウハウというのは日本側に還流している状況に現時点であるのかというのがそもそも問われなければいけないような気がするんですよね。つまり、私もベトナムにいて、事務所にいろいろな資料も山積みされていてPC中の大量のデータがあって、できる限りICD、JICAに報告書というような形で投げたつもりではありますが、それでもおそらく私が現地で得た情報の10分の1上げられればいい方ですね。おそらく20分の1、30分の1ぐらいの情報しか上がっていない。おそらく現地で蓄積された情報というのはそのままストックされて、そのまま時の経過とともに収蔵されていくみたいな状況が現時点でもあるのではないかという気がしております。まず、そこをおそらくデジタルテクノロジーの活用といったものを通じて、いかに日本国内関係者にシェアするかということをもっと考えていただく必要があるのかなと。かつ、それをその後、将来的にプロジェクトが終了したらどうなるかということも見据えながら構築していくという必要はあると思います。ただ具体的なアイデアを私個人として持っているわけではありません。申し訳ありません。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。問題意識の共有という側面も含めて質問させていただいた次第でございます。すみません。司会者がピリピリしてそうですので、トピック2としてウクライナ支援ということについてですが、議論というよりもごく簡単に各機関の皆様がどうということされてきたのか、あるいは今後していくつもりなのかということをお伝えいただいてこのパネルを終わろうと思います。岩間次長からお願いいたします。

【JICA 岩間次長】

ありがとうございます。JICAのウクライナ支援についてピラーとしては3つあります。また、復旧復興支援という柱の中は4つのストリームにわかれております。まずは全土にばら撒かれております地雷不発弾対策でございます。もう1つはエネルギーや水等の基礎インフラ整備、次に基幹産業である農業と生産能力の開発、最後に民主主義ガバナンス強化でございます。ガバナンス強化に関しましては、公共放送局、元々は災害があったときのバックアップ局みたいなものの支援をやっていたのですが、災害の頃から戦争が起きてしまって有効に活用されています。どんどん中継車といったものの支援等もしておりますし、技術的にもフェアでニュートラルにどうやってこの戦時下で放送していくのかといったことをやらせていただいております。その他は本邦研修で支援をしております、UNAFEIにお世話になっております課題別研修を始めとしまして地方行政や税務、警察汚職対策、刑事司法など15件ほどで今のところ参加人数枠を増やしたものも含めましてご対応させていただいております。今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

今後の支援に関しましては、法務省さんと月曜日以降に改めてご相談をしながら検討し

てまいりたいというふうに思っております。他の領域の支援を通じても概して基本的な能力が非常に高い方々であるということ、さらに最終的なゴールがEUの加盟であること、また戦時中ということで遠隔操作中心であること、かつ法・司法分野に関しては汚職が別のストリームで組織が立っているというようなこともございますし、組織がかなり複雑であるといったことから条件としてはそれなりに難易度が高いのかなというふうに思っております。そこをどうやってクリアしながら日本が付加価値を出せるところを見つけていけるのかというところで、新たな旅路にご一緒させていただければと思っております。以上です。

【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございます。月曜日にICDとJICAさんの方でウクライナの今回いらっしゃっている司法副大臣と協議をすることになっております。では、外山先生お願いいたします。

【JFBA 外山様】

日弁連は必ずしもそこまでウクライナにこれまで関わりがあったわけではないのですが、事象が発生した直後に日弁連として何か支援ができないかということも少しは話題にはなりましたが、結局、時間的な都合もあって一部の弁護士有志という形で寄付、募金をしようということで約500万円をウクライナ弁護士会の方に寄付金を送金させていただきました。それとはまた別途、福岡県の弁護士グループも寄付金などをやられていたようで、我々は意識していなかったのですが、ウクライナ弁護士会のレポーターをいただきますと、弁護士会グループで寄付金をした金額のトップはポーランド、ベルギーで次に日本の弁護士グループが挙がっていて一定の評価をしていただけたのかなとは思っています。また、その後、当時のウクライナ弁護士会の副会長さんとこの有志の弁護士グループの代表の池内弁護士との間でテレビ会談なども行っています。まだ具体的に何かこういったことをやろうという話にはなっていないのですが、ぜひ何かできることをやっていきたいというふうに思っているところです。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。では松本課長最後をお願いします。

【MOJJ 松本課長】

法務省のウクライナ支援に関しましては、事務局を務めているウクライナ汚職対策タスクフォース、ACT for Ukraine の会を重ねて着実に運営していくということに当面なるのかなと考えております。これは国際課がどうのという話ではありませんが、先日行われたウクライナ汚職対策タスクフォースの議論の中で、テーマ別の討論というのも行いました。ウクライナの方々から法曹養成制度や職業倫理、法曹倫理といった問題が非常に重要

だという提起があって面白いなと個人的に思いました。JICAさん、ICDさんの方で東南アジア諸国でその法曹養成制度に関する支援等も行ったような経験もごございますので、何らかの行動はできるのかなと頭の片隅で思いながら聞いていたというところではございます。簡単にご紹介だけですが以上です。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございました。それでは、時間も経過をしておりますので、パネル1についてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【ICD 村上教官】

パネリストを務めていただきました岩間様、外山様、松本課長、そしてモデレーター野瀬副部長どうもありがとうございました。それでは次にパネルの2に移りますが、正面の会場設置いたしますので少々お待ちください。次のモデレーターとパネリストの皆様はご準備をお願いいたします。

皆様ご準備よろしいでしょうか。それでは次のパネル2「新たな支援ニーズと関係機関の連携」について始めさせていただきます。このパネルでモデレーターを務めていただくのは慶応義塾大学大学院法務研究所教授の松尾弘様です。またパネリストですが、CALEセンター長の村上様、JETRO上席主任調査研究員の山田様、国際民商事法センター理事酒井様の3名になります。それでは、モデレーターの松尾様、よろしく願います。

【慶応大学 松尾教授】

どうもありがとうございます。今日は日本の法整備支援が始まって30年ということで各機関からの報告がございましたけども、30年間の蓄積を感じさせる非常に迫力のあるものでした。こうした大きな経験的蓄積の上に、今後の整備支援をどういうふうに展開していくかというのが、先ほど野瀬副部長がリードしていただいたパネルとそれに引き続いてこのパネルの目的ですが、我々は10年先を考えればいいのか20年先を考えればいいのか、あるいは次の30年かあるいは100年かとなかなかその視点をどこに置くかというのは難しいわけですが、少なくとも次を考える場合には3つの視点は欠きえないのではないかというふうに思っています。

第1にはこれまで実施してきた基本法令の基礎支援、人材育成支援を中心として今後どういうふうを考えていくかということです。法整備支援は相手国の自立を支援するというのが目的ですので、自立と支援とはそれ自体がやや矛盾した言葉ですが、基本法令ができてそれを運用しておそらく様々な解釈が行われ、法改正の要請が出てきてそれを自らの国で改正案を作ってそして改正していくという、そうした1つのサイクルが完成するというのがひとつの自立的支援のあるべき姿かなというふうに思われるわけです。そこ

については今後も先ほどから出口の話も出ていますが、それも見据えてひとつの出口の視点として、この自立を支援するということを考えていくことが大事なかなと思います。

第2には現在世界の様々なニーズの変化や多様化に照らして重要になっている新しい分野、新しいトピックとして、先ほど建元部長の方からまとめていただきましたけどもデジタル化、AI化それからビジネスと人権といったような問題にも常に目を見開いて日本の長所を生かした支援の可能性を探ることも重要な点であると思います。このパネルでは主としてこの点を中心に、この後、村上先生、山田先生、酒井先生にお話を伺いたいと思います。

それからもう1つとしては、これまでの法整備支援は非常に大きな蓄積をしてきたわけですが、やはり比較的限られた専門家、関係者の間で行われてきたものを今後どういうふうに拡大していくか、それなくしては法の支配の普及ということは実際には難しいのではないかというふうに思うわけです。先ほど岩間次長からの *people-centered justice* の話を出していただきまして、最近これも注目が集まっているのはやはり必然的な理由があるというふうに思います。どういうふうに広めていくかということも次の10年か20年か30年かわかりませんが、そこは回避できない問題ではないかというふうに思います。こういったことをひとつの手がかりにいたしまして、まずはCALEセンター長の村上先生からお話をいただきたいと思います。村上先生どうぞよろしくお願いします。

【CALE 村上センター長】

松尾先生ありがとうございます。CALEセンター長村上です。「新たな支援ニーズと関係機関との連携」ということで私の方から2つお話をさせていただきたいと思います。まず法整備支援対象国からの新たな支援ニーズとしましては共同研究の実施というのが1番に挙げられると思います。我々の方針としましては、先ほどの活動報告でもお示したように共発展、アジアの中の日本も共に発展するためには共同研究の際に日本法への還元というのがやはり不可欠ということになります。研究を進めていく上でのCALEの方針としては、CALEの研究の担い手をこれまでアジア法を専門とする研究者の方々を中心に進めてきたのですが、それを拡大し、法学研究科の教員を中心とするのですが、自らの専門を軸としてアジア共通の課題に取り組めるような共同研究の体制を構築していきたいというのがCALEで考えていることです。アジア法の部分はCJL修了生を中心としたその国の研究者が担当して、常に我々の側は日本法への還元を考えるという双方向的な研究交流を進めていきたいと。それをアジア比較法学というふうに名付けて今年の1月のアニュアルカンファレンスでは比較法学の新たな担い手たちという形で修了生を中心としていろいろなシンポジウムを開催しているところです。具体的な研究の方向性として、アジアの国々と人、物、情報の交流を円滑にするためには法による環境整備が不可欠であって、その環境作りのためには比較法が重要だと。その比較法は、今申し上げたように各国の研究、現地の研究者が担当するということです。まずは人の交流を、その最小単

位として家族を対象として研究を始めてみようかなど。それを取引、ADRを含めた紛争解決へと拡大していこうというふうに考えております。具体的に自分の研究を軸にその共同研究を構築するという事なのでテーマとしては、午前中のウクライナの司法協力ニーズの中でもメンションされていたハーグ子奪取条約、child friendly Justice、子供に優しい司法を含めた児童の権利条約など国際条約を対象として共同研究をやってみたいと今思っています。これらの条約はいずれも欧米中心で議論されていますが、ハーグ子奪取条約はアジアの締約国がまだ少ないのでアジアからの視点も必要なのではないかというふうに議論されているところなのですが、国ごとにバラバラで現在は議論しているところですが、アジア法の普遍性、共通の法的基盤をどこまで確立できるのかという方向性と、それぞれの国の歴史や文化それから社会情勢を踏まえて発展してきたアジア法の特殊性を尊重するというその双方の観点から検討していきたいというふうに考えています。具体的にはアジアの国々が子奪取条約に入るためにはどうすればよいか、あるいは子奪取条約をアジア諸国との関係でも機能させるためにはどうしたらよいか、その環境をどうやって整えていくかというようなことを検討していきたいと思っています。これが1点目の共同研究になります。

2点目としては司法向けのAIツールの開発です。ICDとの新たな連携ということで名古屋大学のCALEとPSIMという別のプロジェクトがあるのですが、それとICDとの新たな連携ということでここに書かれているAIを使った判例検索・判決ドラフティングアプリの開発というものを立ち上げています。元々PSIMというのは名古屋大学大学院法学研究科を中心に2007年9月に設立されたコンソーシアムになります。法実務技能教育教材研究開発を行うコンソーシアムで模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能教育の教材を共同で開発して利用するとともに、教育人材の養成プログラムや教育方法論の開発を推進するために全国の法科大学院や法曹養成に関わる組織団体が参加している組織で名古屋大学大学院法学研究科が主管校として活動しているものです。PSIMでは、近時、AI技術の発展を法領域に活用すべく、理系の研究員らと一緒にAI法律相談やAIの取り調べ、AIによる法律文書の起案などのコンテンツを開発しています。今回は新たにPSIM、CALEと、それからICDが連携してAIを活用したこのアプリを開発するという企画を立ち上げております。具体的にはこのスライドにあるようにインドネシアを対象として、判例の検索、それから法令の検索、さらには判決起案のドラフティングまで行えるようなアプリを開発するという事を計画しております。インドネシアでは判例の検索システムがないために裁判所間で判断に一貫性を欠くというケースが生じていると。またその法令偏差に当たって改正法には改正箇所のみが記載されていて現行法を理解するためには改正部分を本体の法律に上書きしなければならないと。こういったインドネシアの特殊事情を踏まえてAIを活用して現場の裁判官や司法省職員の業務支援をしようというのがこの企画の目的になります。インドネシアを皮切りに、その後は他国に対してもニーズに応じたアプリを開発していくという予定になっております。以上です。

【慶応大学 松尾教授】

村上先生ありがとうございました。それでは引き続きですが、山田先生お願いいたします。

【JETRO 山田上席主任調査研究員】

再びJETROアジア経済研究所の山田です。今後の活動と法整備支援のあり方ということでお話をします。アジア経済研究所では、引き続きこのビジネスと人権：責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策提言研究を進めていきます。来年度の調査課題としては、日本も持っていますナショナルアクションプランです。これがアジアの国々で進んでいますが、それが本当にビジネスと人権に関する国連指導原則の実行を本当に進めたのかということで、アジアにおける事例を用いていくつかのケーススタディをやりたいと思っています。皆さんご承知の通り右側にざっと書いたんですけども、ここに並べてある国々だけでもこのビジネスと人権に関する主導権説に基づいた国家戦略・国家計画なりを公表しております。これらの国々においても、こういった政策を進めていくという機運にあるのでASEANの国々を中心とするビジネスと人権に関する政策動向というのを見ていきたいと思っています。また、各国において人権委員会さらにはASEANの政府間の人権委員会というのが存在していて、ビジネス人権に関するその救済へのアクセスという点で非常に大きな役割を果たしているのも、その辺りも調査としてウォッチしていきたいなというふうに考えています。また、欧州における動きがアジアにおいてインパクトを与えているのでそういったものを見る、指導原則自体を条約化するという動きもあるのでそういったものを見ていきたいというふうに考えています。

法整備支援とビジネスと人権ということで、先ほどのスライドと同じなのですが、今日何度かのビジネスと人権という言葉が使われていて、人口に膾炙する言葉になったのはとてもいいことだとは思いますが。法整備支援の文脈においてこのビジネスと人権って何を話すときには、第1の柱であるところの国家の人権保護義務をどれだけ果たすことができるのか、法整備支援対象国に対してこれをいかに果たさせるのか、果たしてもらうのか。そして第3の柱の救済のアクセスをいかに促進しているのかという、この部分の支援に尽きるのかなというふうに私は強く感じています。以前に法曹研の方のICA国際協力部にお邪魔してビジネスと人権に関する勉強会で話をさせていただきました。その時にも強く申し上げたのが、救済へのアクセス、司法のアクセスを支援することこそビジネスと人権の文脈におけるところの法整備支援というふうに申し上げてきました。

また少し古いのですが、ドイツ、イギリスのビジネスと人権に関するナショナルアクションプランの中で、人権侵害に対して法の支配、民主制の強化が重要だということそれから効果的な救済メカニズムの導入の助言というものを支援していくことが盛り込まれています。救済のアクセスに関しては繰り返しになりますが、原則25に、国家の義務として領域及び／または管轄内において、ビジネスに関連した人権侵害が生じた場合、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるよう様々な措置を取らなければならないと

ということで、以下の詳細な解説やまた司法へのアクセスの障害になるようなものがあればそれを取り除かねばならないということを言っているわけです。先ほど申し上げたようにアジアにおけるいくつかの国がこの指導原則に基づいて何かをやろうとしているのであれば、こういったところを支援していくのが日本としては本当に王道といたしますか、やっていけるところなのかなというふうに強く感じています。

そして、紹介になりますが、国連から『ビジネスに関連した人権侵害事案における救済のアクセス—解釈ガイド』というのが今年の夏に出たばかりです。これはまだ日本語訳をどこもやってくださってないのかなと思うのですが、この第1の柱や司法へのアクセスをどのように改善することができるかということで、司法関係者の皆様には既に承知のことかもしれませんがそういった解釈も出ていますので、こういったものを支援対象国と一緒に使ってやっていくっていうのも方法なのかなというふうに感じています。

最後といたしましては、今日何度か出ていましたSDGsです。我々の話をする司法制度に関してはSDGsの目標16で英語だとPEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS、なぜか日本語だとこのSTRONG INSTITUTIONの部分が消えています。もしかすると去年も昨年も話したかもしれませんが、確固たる法律を運用していく、司法を運用していく、汚職等様々なことも含めていかに強い包摂的な制度を作っていくかというところが法整備支援の真髄なのかなというふうに感じています。以上です。ありがとうございました。

【慶応大学 松尾教授】

山田先生ありがとうございました。それでは次に酒井先生お願いいたします。

【ICCLC 酒井理事】

酒井でございます。私は法務省に長い間おりました、1996年からベトナム、カンボジア等の法整備支援に森脇先生に叱咤激励されながら携わってきました。今は国際民商事法センター（ICCLC）の理事をしております。このICCLCというのは、法務省が行う法整備支援を企業の立場からサポートするという財団法人で、そういう意味では政府と企業の架け橋というような位置づけで今日もビジネスと人権に関して若干企業視点からのお話しさせていただきたいと思っております。

ICCLCは日中セミナーといったように様々なことをやっておりますが、最近フォーカスしているビジネスと人権の取り組みをしているのかということについて手短にお話ししたいと思います。どうしてこのビジネスと人権というのが急に問題化してきたかと申し上げますと、最近になって国家の持っている富と企業の持っている富が等しくなってきたわけです。我々の時代の人権というと国家対市民、要するに国家権力が市民を弾圧すると、だから人権B規約とか世界人権宣言とか大体そういう構図なのですけれども。今は国と企業の力が同じくなったために、この企業による人権というものを防いでいかないといけない時代になったわけです。非常にそれが国際的な批判が高まってきて、1997年に

はナイキが子供を使って廉価にナイキのスポーツウェアを作ったということで大変な不買運動が起きまして数百億の損失を出しています。また、バングラデシュのラナ・プラザ崩壊事故で従業員が1133人死亡したのです。これは壊れそうな建物で長時間労働させられていた事件ですが、このような背景があります。世界的に見ますと、国際では国連の指導原則2011年それからOECDの多国籍企業行動指針、これも2011年にできて去年改定されました。日本は少し遅ればせながらコーポレートガバナンスコード補充原則等ができました。それから2023年に経産省の責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインというのができて、外国ではEUで人権デューデリジェンス指令やドイツ、イギリスでこういう法律ができて、日本でもこういう法律を作るべきだときっと山田さんは思っておられるのではないかと。このビジネスと人権っていうのがどういう文脈の中で今あるのかというと、まずこの問題は容易に国家主権を超えていくわけですね。なぜかというと多国籍企業に関わっているんで、その企業がタイでもバングラディッシュでもミャンマーでも工場を持っている可能性があるわけで、容易に主権を超えるということです。それから企業としてこういう人権を守りますと一度コミットメントした以上は後退することがかなり困難です。それから企業にとって競争条件が同じでないと、要するにレベルプレイングフィールドの同じ条件で片方は人権侵害して児童労働を使って片方がそういうことをやらないと、一方はずっと賃金安いですから不公平になり、企業同士が見張りやってるということもあります。今は世界でも有価証券報告書やサステナビリティレポートなどで開示しなければならず透明性と説明責任が確保されてるようになってるわけです。我々のようにICCLCというのは役員の人たちはみんな企業の経営にも携わっており、国と企業を繋げている我々としては、この企業と人権の問題、これはまずはここにおられる法律家としてど真ん中の仕事だと思っております。当然、我々のICCLCにとっても、ど真ん中の仕事であって、それをプロモートすることによって日本と世界の人権状況を改善して、より安心して住みやすい世界の実現に貢献できるということを考えてICCLCではこれを1つの重点事項として捉えております。

今後の活動については、昨年の日ASEAN協力50周年ということで、ビジネス人権シンポジウムを開催しました。また、10月にバンコクで開かれたAICHER主催のワークショップにも参加してプレゼンをしてまいりました。確定ではないのですが、来年4月にマレーシア、クアラルンプールでASEAN、AICHER主催のシンポジウム、これはビジネスと人権のうちジェンダーに焦点を当てようと思いますが今交渉中ですが、ここにICRCがセッションを持ってできれば共催したいなと思っております。その後、来年の5月には日本にASEANの人権の代表等呼んで日本のシンポジウムをやりたいと考えております。再来年2026年には少し大がかりなシンポジウムを日本において開催すると。これが我々の財団設立30周年記念も兼ねてやっていこうかなと思っております。後でまた今の法整備支援の問題点について触れたいと思いますが、いずれにしてもICCLCだけでなくJICA、法務省、どんな関係する機関の絶対的な軸は法の支配ということであってそこは揺らぐことはないのですけれども、ビジネスと人権というの

はそういう意味でも非常にど真ん中のプロジェクトですので、当面 I C C L C はそれにも力を注いでいこうかなと思っております。以上です。

【慶応大学 松尾教授】

酒井先生どうもありがとうございました。I C C L C は日本の法整備支援を支える上で本当に大きな役割を果たしているというふうに思われます。普段、様々な研修やセミナーやるときにはやはり I C C L C の支援なくしては実現不可能ということもありますし、その記録についても I C C L C のホームページに常時、非常に見やすい形で掲載していただいているというのは我々の蓄積を今後にかすための基礎的な基盤を作っていただいているというふうに思います。そういう意味で感謝を申し上げたいと思います。

今、酒井先生の方から法整備支援の現在の背景事情の変化ということで、企業と政府の関係が大きく変わってきたと。企業と政府は非常に対等な力を持ちつつあると。これについては先ほど岩間次長の報告の中でも様々なこの支援に関しても相対的な力が変化しているという試算がございましたけども、今後の法整備支援を考えていく上では企業と政府の関係ということは欠きえない視点であるというふうに思われるわけです。特にこのビジネスの人権のトピックを今後どういうふうに法整備支援中で展開していくかということですけども、先ほど I C C L C では日 A S E A N の協力を含めて、ジェンダー、あるいは児童労働、日本での外国人労働者の受け入れの問題もあると思います。最初に酒井先生にお伺いしたいのですが、A S E A N と協力していく中で足並みが揃っているか、この問題は非常にやはり各国の企業の様々な活動にも影響を与えます。足並みをどういうふうに揃えているのか、その辺りの感触をお伺いできればなというふうに思います。日本もかつてはおそらくビジネスと人権の問題は実は昔からあった問題で、もう今では大きく取り上げられてると思いますが、その中でだんだんと日本の経験が活かされるような形になっていくとこういうのが望ましいと思っております。A S E A N の中にも様々な経済発展段階に違いがありますので、そういう中で足並みを揃えてやっていくということについて、酒井先生がお考えになっていること、お感じになっていることがあればお話をいただければと思います。

【I C C L C 酒井理事】

私の感じですと、A S E A N と一言に言っても発展の度合いがだいぶ違いますので、トップを走っているシンガポールからミャンマーのような国もあって、そういう意味で例えばベトナムで人権ということを前面に出すと少し嫌がられたりします。例えばタイはむしろ日本より進んでいる部分が出ているということで、足並みというかレベル感というか意識はだいぶまだ違ってきていると思うのです。ただし、人権という考えは欧米でできた考えなんです。欧米がメイクしたルールをどちらかという押し付けるような、我々がシンポジウムに行っても欧米の人たちが必ず出てきて教えてくれるみたいなところがあって、やはりそういうことに対しては内心嫌だなという面がアジアの人たちにあると思っております。

ます。だから我々は人権という言葉は使わないで、法の支配を使いますが、これは非常に共通の理解を得やすいという面があると思うのです。先ほど村上先生が言われたように、アジアの普遍性といったように私どもはこれからのワークショップやセミナーを通じてアジア的な考え方をみんなでもっと議論していく必要があると思っています。それから欧米は相対的に力が落ちてきているのは間違いない、むしろアジア的にしっかりしていかないといつまでたっても欧米に頼っている時代ではないという感じはしています。以上です。

【慶応大学 松尾様教授】

どうもありがとうございます。このビジネスと人権のトピックについては先ほど山田先生からもお話をいただきましたし、今日の各機関報告でもお話いただきましたけれども、先ほどビジネスと人権は非常に重要な問題となってきている、効果的な救済アクセスの実現ということで、条件整備について被支援国に対して様々な提言ができるのではないかと、いうふうなお話ございましたけれども、救済アクセスに関しては民事訴訟や民事執行のシステムが整うということが大事な問題になってくると思うわけです。これについてはこれまで日本の法整備支援の中で蓄積してきたものもありますけれども、そういうものとどういうふうに連携させていくか、少し具体的にこのビジネスと人権のトピックを例えば東南アジアの国と対話していく中で、どう具体化していくかということについての山田先生の具体的なイメージというか今後の展開、プランがございましたらお伺いできればと思います。

【JETRO 山田上席主任調査研究員】

松尾先生ありがとうございます。その前に酒井先生が今おっしゃられたことに対して私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。人権は普遍的な価値です。決して西洋からの押し付けではありません。ASEANの人権宣言等々をご覧になっていただければ、そしてASEANの政府間人権委員会、ASEAN各国で人権委員会がありますので、人権という言葉を使うのはタブーだと思っているのはもしかしたら我々の方かもしれません。実現のアプローチの仕方には様々なやり方があるかと思っています。しかし、ここを我々が普遍的価値だというふうに堅持していかなかつたらどうするのですか。

救済のアクセスですが、このビジネスと人権はもちろん酒井先生のお立場というか企業からの立場等いろいろな立場があるかと思うのですが、一番見ていかなければならないのはライツホルダーの視点なのです。国家からの侵害によってもそうですし、企業からの侵害にもよってもそうですし、やはりその侵害を受ける人々、いわゆるライツホルダーの視点に立った救済策というのが必要ではないかというのがこの指導原則の第3の柱のポイントです。そういった意味では、今までG to Gの関係でやってきた司法制度改革ももちろんそうですし、よりミクロの点においては裁判所の数や言語の障壁等様々なエスニック的な障壁がある、弁護士がつけられない、証拠が集められない、様々な障壁があるかと思いますが、そういった部分を細かい形で、もちろん弁護士会のご協力もいるかと思

うのですけれども、そういったアクセスだと思うのです。アジアの中で深刻になっていて政府としてもやらなければならないというふうに思っているのが、タイではスラップと言われる訴訟です。Strategic lawsuit against public participation というもので、企業からの人権侵害を受けたときにそれに対して申し立てなりをした人権活動家が逆に企業からリファメーションだという訴えをされています。財力やリソースでもかなりの違いがありますので、結局、人権活動家は活動ができなくなるような状況に追い込まれてしまっている。でも、それを阻止するための方策というのが必要ではないかということで、そういった訴訟を防止するような公判というのもタイで考えられているようです。日本にどれだけ参考になるかわからないですけど、そういった観点というのものもあるのかなというふうに感じています。以上です。

【慶応大学 松尾教授】

山田先生どうもありがとうございました。人権の話を始めると、もう1つパネルが必要な雰囲気ですので、この話は少し先送りさせていただきます。村上先生にお伺いしたいのですが、先ほどの話の中で法整備支援の成果を日本法にどういうふうに還流してくるかということが今後課題になるだろうということでアジアの比較法学ということを試みられて、そのシンポジウムやその成果を公表されるということをお話いただきました。家族法から始まって徐々に今日の分野というお話でしたけども、今後の法整備支援の姿が将来どうなるんだろうというふうに考えていったときに、お互いの法整備支援から法整備協力へというふうに本当になっていくかもしれません。その1つの手がかりが日本にどういう還流があるのか、それを介して徐々に対等な関係になっていくのかどうかということがひとつの展望ということになると思います。例えば日本の司法学会や民訴訟学会でなかなか法整備支援というのが取り上げられるってことはこれまであまりなかったと思われまし、実はこれも森寫先生がずっと言われたことで、できれば司法学会で取り上げたいということをおっしゃってたのですがなかなか実現しなかったと。そういうことについて今後のそういった日本の学会の中でもこれを正面から受け止めるということについての村上先生の展望をお伺いできますでしょうか。すみません、難しい質問をモデレーターの特権でお伺いさせていただきます。

【CALE 村上センター長】

ありがとうございます。何か想定していたものと違う質問を振られてもっと大きな話になっているような気がします。結局は、おそらく普通の人を抱えている法整備支援のイメージが狭いのかなと思います。もちろん法整備支援を長くやられている、ここに参加されているような方々は法整備支援と言っても多様性があるということをご存知だと思わうのですけれども、私自身もCALEセンター長になって実際にこの連絡会に参加して様々な方のお話を聞くまでは、法整備支援のイメージは特別なようなものでした。それこそ日本の学会とは切り離された別の話というイメージが非常に強かったので、そのイメージをど

う払拭していくか。先ほども研究の担い手を拡大していくというお話をしましたが、どこまで裾野を広げていくかというのがすごく大事だと思っています。また、先ほどのパネルディスカッションでもこのままだとリソースが尽きるという発言があったと思うのですが、もうまさに尽きかけています。CALEを運営していく上では本当に切実で、担い手が本当に少なくなっています。もちろん修士生はどんどん育っているのですが、国内のことを少し忘れていました。国内で賛同する人たちをもっと増やして日本法にも関係してるんだということを我々が発信していかないとなかなか広がっていかないのかなというふうに考えています。そのためには、若い人からどんどん裾野を広げていくということをしていく必要がある。学部生、もっと言ったら高校生ぐらいから大学説明会の際に法整備支援をするといったことも必要だと思います。名古屋大学は一応法整備支援を古くからやっているということは知る人ぞ知るという感じで、法整備支援をやりたくて名古屋大学に来ましたという学生が少なからずいるのですが、学生が持っている法整備支援のイメージというのは非常に限られたものでもあります。そのイメージを私達が教育者として学生のわずかな火を4年間なり大学院の2年間なり消さずに育てられているかということ、まだできていないのではないかとするのは、反省も込めて今考えていることです。どれだけ法整備支援が今様々な多様性を持っていて、具体的なイメージを学生が持てるように様々な機会を設ける、それができるのが名古屋大学法科大学院CALEの強みで、それをやってこそ意義があるのかなというふうに思っています。ただ、我々だけでは実務に関わっているわけではないので、ここに参加されている関係機関の方々との連携や協力がなければその裾野を広げるということにはできないと思うので、それはぜひお願いしたいと思っています。できるだけそういういろいろな機会を学生に設けると。例を紹介したいのですが、今日も名古屋大学から参加している学生がいます。法整備支援をやりたくて名古屋大学法科大学院に来ましたということでCALEの研究協力員に早速なってくれて、CALEの活動を支え、頑張っってロースクールの勉強もして、司法試験に合格し、先ほどご紹介した日本法講師体験を経て、今公募しているCJLの現地のセンターの特任講師にアプライしているという。これから面接なので採用されるかどうかわかりませんが、そういうルート、自分たちで育てていって巣立つ、法整備支援の現場に旅立っていくというルートをすごく理想としていたので、それが今回初めて実現したのはすごく感慨深く、それをもっとこう進めていくためには、連携が必要で裾野を広げていき、いつかは学会で法整備支援をテーマに取り上げられればと思っています。以上です。

【慶応大学 松尾教授】

村上先生、非常に夢のあるお話をありがとうございます。今日ここにおいでになっている、あるいはウェブで聞かれている若い世代の方に、ぜひそれを頭に留めて10年後20年後に実現していただければというふうに思っています。すみません、本当はもっと議論したいところですが、時間が限られておりますのでこのパネルも閉じなければなりません。先ほどお話いただきました酒井先生、山田先生との間で人権概念をどう考えるかに大

きな溝があるのは事実であるというふうに思います。先月、私はヨーロッパの安全保障機構の会議で法整備支援を通じた平和構築という話をする機会がありました。アジアパートナーとして日本とマケドニアがなっていて、プレゼンしたときもヨーロッパ、アメリカのウクライナに対するロシア批判がありました。ロシアの参加者もいましたが、非常に強い口調で人権の観点から一方的な批判をして本当にもう一歩も譲歩しない人権概念を持っているということを強く感じました。一方でアジアの視点から見ると、おそらく人権概念は同じかもしれないけれどもプロセスは違うのかもしれない。おそらく法の支配を確立する、人権を確立までには何百年もかかってきたという歴史に鑑みると、プロセスも考慮して支援していくという見方もあるかなと。そういうふうに考えると、これからの法整備支援も10年先か100年先かわかりませんが、長期的に考える必要があるだろうというふうに思います。

最近、テレビの「虎に翼」の米津玄師の「さよならまたいつか」という歌の中に100年先という話が出てきます。100年先も覚えてるから、100年先のあなたに会いたいという歌詞なのですが、100年ってすごい遠いようですけども、もう30年経ったわけですから、最初から数えて100年先がどうなっているかということについても、我々、十分に意識するのではないかとこのように思います。

先ほど建元部長からお話あった2013年改定された法整備等支援の基本方針からも10年以上経ちましたので、本日の議論の成果も踏まえて改定の時期も踏まえているのかというふうに思います。今後の法整備支援を展望する上で、限られた時間の中で重要な視点を提供していただきましたパネリストの皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。これでパネル2を閉じたいと思います。

【ICD 村上教官】

モデレーターの松尾様、それからパネリストの村上様、山田様、酒井様、どうもありがとうございました。それでは、これから4時45分まで休憩とさせていただきます。続いたのプログラムである総括質疑応答は4時45分より開始いたしますので、よろしく願いいたします。なお、全体を通じてご質問のある方は、この間に当日質問表にご記入いただき、この休憩時間の間に会場の後方にあります、質問箱にご提出ください。また、オンライン参加の方は、チャットボックスの中に質問をご記入いただきますよう、よろしく願いいたします。それでは休憩とさせていただきます。

～休憩～

【ICD 村上教官】

それではこれより総括質疑応答に移ります。会場にご参加の皆様からは事前に提出いただいた質問票から、オンラインでご参加の皆様からはZoomのQ&Aからピックアップしたのについて関係機関の方から順番にお答えいただきたいと思います。なお時間の関

係上全ての質問にお答えすることが難しい状況でありますため、この点、ご理解いただければ幸いです。本日はたくさんの質問をいただいております。皆様どうもありがとうございます。

それでは初めにウクライナの皆様に対する質問が多く寄せられておりますが、その中から2つ取り上げさせていただきます。1つ目ですが、日本の法務省法務総合研究所国際協力部に支援を要請することになったきっかけについて教えていただきたいというものになります。また2つ目の質問は裁判所支援という文脈についての質問ですが、日本の裁判所の仕組みとして興味のある分野があれば教えていただきたいという質問になります。この2点についてお願いいたします。それでは早速副大臣からお答えいただきますよろしくお願いたします。

【ウクライナ司法省 スハク副大臣】

質問ありがとうございます。最初に、法務省のICDの支援を求めた理由について回答します。まず、私達は昨年2023年にウクライナ汚職対策タスクフォースの参加のために東京を訪れた際に良い司法システム、司法制度を探していました。今、ウクライナは過渡期にあり、過渡期だからこそ司法システムが安定し、信頼できる、頼れるパートナーを見つけることはとても大事なのです。そして、ICDを訪れた時に、私たちが探していた求めていた司法システムのモデルを見つけました。この司法システムのモデルの中にとっても感動したお言葉がありました。それは、「アジア諸国に先立って全く独力でフランス法、ドイツ法、英米法という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくてようやく外に向かって自らの体験を語りかけるべきときを迎えたのである」という三ヶ月章元法務大臣のお言葉です。その言葉を聞いた時、深く感動いたしました。

2つ目の質問、日本の司法制度のどこに興味を持っているかについて回答します。今朝私が申しあげたとおり、今は戦争の状態で、その影響を受けてウクライナの裁判がとてもオーバーキャパシティの状況になっています。そのため、私達が興味を持っているのはメデイエーションのシステム、また日本の簡易裁判制度の働きや仕組みについて知りたいと思っており、情報共有いただければと思っています。また、日本の家庭裁判所のシステム、家庭裁判所の仕組みに関しても興味を持っています。ありがとうございました。

【ICD 村上教官】

スハク副大臣どうもありがとうございました。それでは次の質問に移らせていただきます。次の質問ですが、EU加盟に向けた支援、これはウクライナに対する支援という意味ですが、その支援を日本が行う意義についてご意見をいただきたいという質問がございました。こちらについては、法務省大臣官房国際課松本課長にお願いできますでしょうか。

【MOJ J 松本課長】

ご質問どうもありがとうございます。EU加入に向けた支援を日本が行う意義ということですが、一番大きな答えとしては、これが国際社会に対する我が国の責任を果たすということが端的かつわかりやすい話になると思います。ロシアによるウクライナ侵攻が始まって以降、ウクライナをいかにして支援するかということは国際社会全体の少なくとも法と正義、自由あるいは法の支配、こういった価値を重んずる国々の間でも非常に重要な懸案事項になっております。特に、昨年我が国はG7の議長国でもありましたので、G7あるいはその他の国々も巻き込んでどのようにしてウクライナを支援していくかということが我々自体の自身の日本国としての重要な課題になっていたという背景事情はございます。

ただ、その中で皆様ご承知の通り、我が国として取れる支援策というものには一定の制約がございます。そういった状況の中で、しかも我々は法務・司法の分野一体何ができるかということを考えてときに導き出されてきたのが、先ほど来お話しているウクライナの汚職対策タスクフォースということになります。我々が積極的に関与したのは実はここまです。そこで今スハク副大臣からお話があったように、タスクフォースの機会で来日されたウクライナの方々がICDの行っている法制度整備支援の三ヶ月先生のお言葉にもありましたけれども、理念やスタイルであるといったものを見てウクライナの皆さんにとってこれは役に立つとご判断されて支援要請がなされてきたということです。パターンとしては我々がアジアの諸国に対して行ってきた先方のオーナーシップや先方の要請主義と言ってきた我々の行動原理と別に反する形でもなく話が進んできたのかなと思っております。意義という形での答えになってるかどうかわかりませんが、私からは以上とさせていただきます。

【ICD 村上教官】

それでは、まだ多くのご質問をいただいているところではございますが、お時間の関係で次で最後の質問とさせていただきます。こちらの最後の質問ですが、ウクライナ司法省からの基調講演やプレゼンテーションが午前中の部にございましたが、これらを踏まえて、各機関の皆様の受け止めをお聞きしたいという質問をいただきました。こちらについては、JICAの安藤理事にお願いしてもよろしいでしょうか。

【JICA 安藤理事】

ありがとうございます。今朝、ウクライナ副大臣から大変熱のこもったご説明をいただきました。非常に感銘を受けるところだったというふうに思っております。私もロシアがウクライナに侵攻して以来数多くのウクライナの閣僚の皆様や政府の皆様、それから民間の皆様にお会いしてきました。彼らはまさにウクライナのためにも戦っています。先ほど松本課長がおっしゃった通りなのですけれども、世界の法の支配のために、民主主義のために闘っているということなんだというふうに思っています。非常に連帯をしっかりと示し

ていくという必要があるというふうに思っていて、その中で我々 J I C A としては、地雷除去、瓦礫の処理エネルギーの提供といった人々の生活を直接的な支援をずっとやってまいりました。そして。先ほど来お話のある通り、ここにきて実は司法についても非常に様々なニーズがあるということを知ったというところでございます。汚職対策といったそういうようなことも非常にニーズがあるというふうに思いましたけれども、連れ去れているお子さんの話とかいろいろなお話を聞くと、やはり様々な検討をする必要があるんだろうというふうに思っています。資源には限りがありますので当然選んでいかなければいけないというプロセスがあると思います。まさにベトナムやカンボジアで今まで30年間やってきたプロセス、しっかり対話をしてそこから何ができるのかというのを考えるというプロセスだと思っていますので、ぜひそういう議論を始めさせていただきたい。来週の月曜日に、まずそういう具体的な議論をする場というのがあるというふうに聞いていますので、そういうところからしっかり話していきたいというふうに思っております。以上です。

【 I C D 村上教官】

安藤理事どうもありがとうございました。それでは多くの質問をいただいておりますが、時間の関係でこの辺りで総括質疑応答の時間を終了とさせていただきます。なお、お寄せいただいたご質問につきましては、追って運営者が該当する登壇者の皆様にお伝えいたします。本日改めましてたくさんのご質問いただきましてありがとうございます。この後、懇親会も予定されておりますので、ぜひその際に皆さんご歓談の中で意見交換をしていただければと思っております。

それでは最後に、登壇者の皆様、本日のご協力に心より御礼申し上げます。どうもありがとうございました。皆様、ぜひ大きな拍手をお願いいたします。

それでは最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長大野恒太郎様より閉会のご挨拶をいただきます。大野理事長よろしくをお願いいたします。

【 I C C L C 大野理事長】

国際民商事法センターの大野です。最後にご挨拶いたします。本日は午前中から皆様に熱心なご協議をいただきまして、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

今日は午前中にウクライナ司法省副大臣リウドミラ・スハク様の基調講演、それから専門家のボクダン・ネディルコ様からプレゼンテーションが行われました。ウクライナがロシアの軍事侵攻を受けて、困難な状況のもとにおいて自国の国土、国民、そして主権を守るために勇敢に戦い続けていることに心から敬意を表したいと思っております。ウクライナで現在生じている事態は、主権国家を構成員とする国際社会において法の支配がなお脆弱なものであることを示すものであると思っております。そうした中でウクライナの闘いは同時に世界における法の支配や民主主義を守るためのものであるという意義もあると考えております。今回ウクライナからの要請を受けまして、我が国も法務分野での支援を行うことにな

りました。本日ウクライナ側からは汚職問題、あるいは子供の連れ去り問題等も含めて、多岐にわたる関心事項が明らかにされました。今後、具体的な支援の内容はウクライナ側と日本側の協議によって決められるものと承知しております。日本としてはウクライナのために関係機関が連携してできるだけのことをすべきであるというように考えております。

本日午後は法整備支援が今年でちょうど満30周年を迎えるという関係でのセッションが持たれました。森嶋先生を追悼する時間もございましたが、昨年この会合におきまして、森嶋先生が最後に非常にお元気にお協議全体の総括をされたことが昨日のように思い出されます。先生のご冥福を心からお祈りしたいと思います。

今回の30周年のセッションですけれども、これまでの法整備支援を振り返ると同時に、それを踏まえて今後の展望について、各機関からの報告やパネルディスカッションが行われました。世界の状況が急激に変化する、これに応じて各国も法整備支援に対するニーズも大きく変わっております。従ってこれに対応して、法整備支援の対象分野や法などを絶えず見直していくということは当然であります。とりわけアジア諸国におきましては、経済が目覚ましく発展し法整備も着々と進行し急速なIT化は司法の分野にも及びつつあります。こうした状況を受けまして、私達としては各国の取り組みに対し虚心に耳を傾け、そこから我が国としても参考とすべきものについては謙虚に学ぶという姿勢がこれまでも増して求められております。もちろん国によってかなりの差異はありますが、日本国と相手国との関係におきましては、この学びの対等性、双方向性を拡大していかなければならないと思います。これは先ほど来の議論にも出ておりましたけれども、日本への還元、これは実務的な還元もありますし、学問的な還元もあると思いますがそうした意味を持つと思います。そして、二国間の関係だけではなく、ASEANのような地域との連携等マルチの関係を構築することについても、積極的に検討すべき時期を迎えているというように思います。さらに、支援のテーマにつきましても今日は司法アクセスの問題等にも言及がありましたが、各国のそのニーズの高い現代的な課題も含めて考えるべきだろうというように思います。

今回のパネルの議論で気がつきましたのは、リソースの問題です。確かに公的な法整備支援にのみ依拠しておりますと、財政的あるいは人的な制約のために日本にとってあるいは世界にとって非常に重要な法整備支援が十分に行えないという事態になってしまいます。これは本末転倒であります。そこでやはり必要なのは、そうしたリソースによる制約を乗り越えるためにも、法務省あるいはJICA等だけではなく、関係機関が力を合わせてやっていくということが今後ますます必要になっていくのではないだろうかと思えます。そうした意味です、こうした連絡会議の持つ意味合いというものはますます高くなっていくだろうというように思います。

最後にビジネスと人権への取り組みについて一言申し述べます。これはかねてサプライチェーンにおける人権保護の観点から論じられてきました。しかし、日本の外国人労働者の問題等を考えますと、決して他人視できる問題ではありません。私ども国際民商事法

センターは再来年に財団30周年を迎えます。そして、その記念事業としてASEANと日本に通じるビジネスと人権の問題、特に企業にも大きく関わる非司法型の救済や、あるいは外国人労働者問題等についても触れたいと考えまして、現在、法務省のご協力も得て準備を開始しております。この会議にご出席の個人、あるいは団体の方にもいずれご支援を仰ぐことがあるかと思しますので、その節にはよろしくお願いいたします。

終わりに平素から法整備支援の最前線で献身的に支援の実務に当たられている皆様に改めて心から敬意と謝意を表して閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

【ICD 村上教官】

大野様、どうもありがとうございました。

それでは、本連絡会終了の時刻となりましたが、その前に、本連絡会に関するアンケートについて改めてお知らせいたします。こちら会場に参加されている皆様につきましては、お手元にお配りしている用紙に印刷されているQRコードからアンケートにお答えいただけますようお願いいたします。また、オンライン参加者の方向けのものとしましては、アンケートは日本語と英語が併記されております。Zoomから退出された際に自動的に画面に表示されるようになっております。いただいたご回答ですが、今後のより良い法整備支援連絡会の企画運営に役立てたいと考えております。何卒ご回答いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第25回法整備支援連絡会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたりご参加いただきましてどうもありがとうございました。

またこの後ですが懇親会が予定されております。時刻ですけれども、5時30分から開始したいと思います。場所につきましては、この建物の1階にある食堂で開催いたします。出席される皆様におかれましては、ご移動のご準備をお願いいたします。なお、同時通訳用の通信機器であるパナガイドについてですが、こちらは机の上にそのまま置いておいていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また懇親会に参加される方で、こちらの会場の入口の横にコート掛けをご利用されている方につきましては、コートをお持ちになって1階まで来ていただくようお願いいたします。お手回り品やコートのお間違いなどがないようご注意くださいと思います。

また懇親会に参加されない方におかれましては、大変申し訳ございませんが、現在の時間帯は当センターから東中神駅までのシャトルバスは運行しておりません。こちらあらかじめご了承ください。タクシーをご用命の方におかれましてはお近くのICDのスタッフまでお知らせください。本日はどうもありがとうございました。